

PERATURAN PENDIDIKAN POLITEKNIK F N G T - I T S

PROGRAM PENDIDIKAN POLITEKNIK F N G T - I T S

INSTITUT TEKNOLOGI SEPULUH NOPEMBER mulai tahun akademik 1987/1988 menyelenggarakan program Pendidikan Diploma III (D. III) Politeknik di lingkungan F N G T - I T S.

I. PENERIMAAN MAHASISWA

Pasal 1 : Untuk sementara jumlah mahasiswa yang diterima pertama di Politeknik pada jurusan-jurusan pendidikan yang ada akan ditetapkan kemudian. Pada tahap-tahap permulaan dari proyek, jumlah penerimaan mahasiswa pertama dapat berubah-ubah.

Pasal 2 : Calon-calon mahasiswa yang akan diterima harus memenuhi persyaratan-persyaratan sbb. :

a) - Tamatan SMA/SMK, jurusan IPA (yang mempunyai pelajaran Fisika dan Matematika sebagai madya).

- Tamatan STB atau yang sejenis hanya akan diterima pada Program Studi di Politeknik yang sesuai jurusan/bidang pendidikan mereka di STB.

b) - Pada saat pendaftaran, calon mahasiswa harus tidak lebih dari 24 tahun.

Untuk hal-hal khusus tertentu, penyisipan dari ketentuan ini akan dipertimbangkan oleh Sektor IPS atau Pejabat lain yang ditunjuk secara terpisah.

Pasal 3 : Cara-cara penerimaan mahasiswa

a) Calon-calon mahasiswa yang telah memenuhi persyaratan tersebut diatas diharuskan :

- Mengikuti ujian masuk yang diselenggarakan oleh Politeknik FNGT-ITS.

- Membayar uang/biaya ujian masuk.

b) Ujian masuk pada dasarnya terdiri dari :

- Tes Fisika dan Matematika.

c) Penilaian akhir untuk penerimaan mahasiswa baru berdasarkan hasil ujian teori dan hasil pemeriksaan kesehatan, sesuai dengan ketentuan dari Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi.

Pasal 4 : Perjanjian Resmi

Bila calon mahasiswa diterima sebagai mahasiswa Politeknik FNGT-ITS maka orang tua/wali mahasiswa harus menanda tangani surat

janji/pernyataan dengan formulir resmi yang menyatakan bahwa orang tua/wali mahasiswa akan :

- a) Bertanggung jawab kepada sikap dan tingkah laku mahasiswa yang bersangkutan selama masa pendidikan.
- b) Mengganti setiap kehilangan atau kerusakan barang di Politeknik atau di lingkungan kampus ITS yang dilakukan oleh mahasiswa tersebut.
- c) Menerima segala keputusan Rektor ITS atau Pejabat lain yang ditunjuk dalam menjalankan peraturan-peraturan kuliah terutama pada saat bila anak/tanggungannya harus dikeluarkan sesuai dengan peraturan yang berlaku.
- d) Membayar uang kuliah dan biaya-biaya lainnya seperti ditetapkan pada Pasal 5.

II. BIAYA-BIAYA

Pasal 5 : Setiap mahasiswa diharuskan membayar biaya-biaya sbb :

- a) Biaya kuliah/uang praktek
- b) Biaya untuk :
 - Asuransi kecelakaan
 - Seragam Kemiliteran
 - Baju Kerja
 - Diktat - diktat
- c) Uang Serat / Himpunan Mahasiswa
- d) Tidak termasuk biaya diatas adalah biaya-biaya untuk :
 - Buku Tulis
 - Alat-alat tulis
 - Buku-buku Wajib untuk Pendidikan.

Yang termasuk dalam biaya kuliah adalah barang-barang/bahan habis pakai untuk Pendidikan.

- e) Daftar dari biaya-biaya tersebut terdapat dalam lampiran II. Biaya-biaya tersebut dapat berubah sesuai dengan peraturan Pemerintah yang berlaku.

Pasal 6 : Cara Pembayaran/Pendaftaran Ulang

- Biaya ujian masuk dapat dibayar pada waktu pendaftaran.
- Sesuai peraturan yang berlaku biaya kuliah/uang praktek dapat dibayar dua kali setahun, yaitu pada tiap awal semester baru.
- Biaya-biaya lainnya harus dibayar pada awal tahun ajaran baru.
- Setiap mahasiswa diwajibkan untuk mendaftarkan pada awal tahun ajaran baru.

III. PROGRAM PENDIDIKAN

Pasal 7 : Masa dan Susunan Pendidikan.

- a) Satu tahun ajaran terdiri dari 2 semester, masing-masing terdiri dari 22 minggu. Setiap minggu pendidikan berlangsung selama 38 jam.
- b) Pendidikan terdiri dari teori dan praktik di bengkel atau laboratorium tergantung kepada kurikulum.
- c) Pelatihan Dasar Keprajuritan Awal dalam rangka Menwa bagi mereka yang memenuhi syarat kesehatan, diselenggarakan sebelum tahun ajaran pertama dimulai.

Pasal 8 : Jadwal pendidikan dan hari-hari libur.

- a) Pada umumnya jadwal pendidikan dan waktu istirahat adalah sbb.:
Senin s/d. Kamis jam 07.00 - 14.00
Jumat jam 07.00 - 11.00
Sabtu jam 07.00 - 13.00
 - b) Ruang kuliah, laboratorium dan bengkel akan dibuka 1/2 jam sebelum pelajaran dimulai, dan akan ditutup 1 jam setelah pelajaran berakhir. Di luar jam-jam kerja tersebut mahasiswa tidak diperkenankan berada dalam kampus, kecuali seizin Direktur / pejabat lain yang ditunjuk.
 - b) Masa liburan adalah 8 minggu selama setahun dan diatur sebagai berikut :
 - 4 minggu setelah semester genap
 - 2 minggu sebelum semester ganjil
 - kurang lebih 1 minggu selama liburan
 - kurang lebih 1 minggu selama Natal & Tahun Baru.
 - Selain itu hari-hari libur Nasional/Keski juga berlaku.
- Apabila terjadi perubahan masa liburan karena sesuatu hal, akan ditetukan kemudian.

IV. PENILAIAN PRESTASI

Pasal 9 : Test.

- a) Untuk menilai kemampuan mahasiswa maka prestasi mereka dinilai secara terus-menerus. Test diberikan baik untuk pelajaran-pelajaran teori maupun praktik.
- b) Paling kurang test diselenggarakan 2 x selama 1 semester untuk setiap mata pelajaran. Test tersebut hanya mencakup bagian materi pengajaran pada semester yang bersangkutan (test tengah semester).

- c) Pada akhir semester test diselenggarakan untuk semua mata pelajaran dengan mencakup seluruh bahan yang diajarkan pada semester tersebut (test akhir semester).
Bila test akhir semester untuk mata pelajaran bengkel/laboratorium tidak dapat diselenggarakan karena alasan teknis penyelenggaraan, maka untuk itu diadakan test tengah semester tambahan.
- d) Untuk semester VI, disamping test-test tertulis yang lain diadakan Ujian Lisan dalam Project Work yang dilaksanakan oleh suatu team/Penguji.

Bagi jurusan yang tidak menyelenggarakan Project Work pada semester VI, maka Ujian Lisan akan diadakan dalam salah satu Pelajaran Pokok yang akan ditetapkan oleh Direktur.

Pasal 10 : Skala Nilai.

Skala Nilai tersebut berkisar dari 1 - 10, dimana 1 adalah nilai terburuk dan 10 adalah nilai terbaik.

- 10 = istimewa
- 9 = sangat baik
- 8 = baik
- 7 = sedang
- 6 = cukup
- 5 = kurang
- 4 = sangat kurang
- 3 = buruk
- 2 = sangat buruk
- 1 = terlalu buruk (untuk dinilai).

Ketepatan penilaian dilakukan hingga angka 1/10, contoh 8.35, 8.36 dibulatkan menjadi 8.4; 8.34 dibulatkan menjadi 8.3.

Pasal 11 : Perhitungan Nilai.

- (1) Test-test yang diselenggarakan selama semester dan test akhir semester memiliki bobot yang sama.
Untuk mata-mata pelajaran tanpa test akhir semester, maka nilainya akan diambil dari nilai rata-rata tengah semester.
- (2) Untuk pelajaran-pelajaran Pancasila, Bahasa Indonesia dan Agama, seorang mahasiswa tidak diperbolehkan mempunyai nilai kurang dari 6.

Pasal 12 : Perhitungan angka rata-rata.

Bobot untuk tiap mata pelajaran berlainan

lainan. Bobot dari suatu pelajaran dihitung dengan mengalihkan nilainya dengan suatu faktor (1; 2; 3;). Faktor yang dipakai dapat dilihat dari lembaran nilai. Pada prinsipnya, faktor tersebut mencerminkan lamanya jam pelajaran dan pentingnya pelajaran tersebut dalam bidang teknik. Angka rata-rata dihitung dengan rumus sebagai berikut :

$$M = \frac{\text{nilai pelajaran} \times \text{faktor}}{\text{faktor-faktor}}$$

Ketetapan penilaian dilakukan hingga angka 1/10, contoh 8.35, 8.36 dibulatkan menjadi 8.4; 8.34 dibulatkan menjadi 8.3.

Pasal 13 : Patokan Kenaikan Tingkat.

- (1) Mahasiswa dinilai lulus pada suatu semester bila mempunyai nilai rata-rata $M \geq 6$ dan angka kurang $K \leq 4$. Mahasiswa lulus percobaan pada suatu semester bila mempunyai nilai rata-rata (M) dan angka kurang (K) sebagai berikut :

$$\begin{aligned} M &\geq 6 \quad \text{dan} \quad K > 4 \\ 5,5 &\leq M < 6 \quad \text{dan} \quad K \leq 4 \\ 5 &\leq M < 5,5 \quad \text{dan} \quad K \leq 3 \end{aligned}$$

- (2) Khusus untuk semester IV, seorang mahasiswa harus lulus penuh. Bila pada akhir semester IV seorang mahasiswa tidak lulus penuh, diberi kesempatan ujian ulangan satu kali hanya dalam mata-mata pelajaran yang nilainya kurang, yang waktunya akan diatur oleh Direktur sebelum semester baru dimulai.

(*) Nilai-nilai mata pelajaran diantara :

$$\begin{aligned} 4 - 4,9 &= 1 \text{ angka kurang (1K)} \\ 3 - 3,9 &= 2 \text{ angka kurang (2K)} \\ 2 - 2,9 &= 3 \text{ angka kurang (3K)} \\ 1 - 1,9 &= 4 \text{ angka kurang (4K)} \end{aligned}$$

Faktor bobot dari mata pelajaran yang bersangkutan tidak diperhitungkan dalam menghitung angka-angka kurang.

Pasal 14 : Pemberhentian Mahasiswa.

- Mahasiswa akan dikeluarkan dari Politeknik Fakultas Non Belar Teknologi IIS bila terdapat satu dari keadaan-keadaan seperti

berikut :

- (1) Dua kali berturut-turut lulus percobaan pada tiap semester.
 - (2) $5,5 \leq N < 6$ dan $K > 4$
 - (3) $5 \leq N < 5,5$ dan $K > 3$
 - (4) Nilai rata-rata dibawah 5
 - (5) Tidak lulus penuh pada akhir semester IV.
 - (6) Tidak memenuhi yudisium DIPLOMA III POLITEKNIK
- Khusus untuk semester V, seorang yang dinilai rata-rata dan angka kurangnya berada dalam salah satu ketentuan diatas, diberi kesempatan satu kali untuk mengulang seluruh pelajaran semester yang bersangkutan di tahun akademik berikutnya. Sesudah itu ketentuan pemberhentian mahasiswa diatas berlaku.

V. D I P L O M A

Pasal 15 : Pemberian Diploma dan Yudisium.

- (1) Setelah berhasil menyelesaikan masa pendidikan selama 3 tahun dengan baik, mahasiswa akan diberi DIPLOMA III POLITEKNIK; sebagai ahli Madya dibidangnya.
Berhasil dengan baik berarti mahasiswa lulus penuh (bukan percobaan) pada akhir semester VI, serta lulus F4 dan kewiraan dalam program studinya.
- (2) Mahasiswa yang lulus percobaan pada akhir semester VI pada saat itu diberi satu kali kesempatan dari salah satu ketentuan berikut :
 - A. Mengulang test pelajaran-pelajaran yang nilainya dibawah 6 dalam waktu 2 bulan sesudah pengumuman ujian akhir semester tersebut, dan bila akhirnya yang bersangkutan tidak lulus penuh, maka yang bersangkutan di keluarkan, atau :
 - B. Mengulang seluruh mata pelajaran semester VI di tahun akademik berikutnya, dan untuk selanjutnya tidak diberikan ujian ulangan.
- (3) Mahasiswa yang tidak lulus pada semester VI, diberi kesempatan satu kali untuk

menyulang seluruh pelajaran semester VI di bahen akademik berikutnya, dan untuk selanjutnya tidak diberikan ujian ulangan.

- (4) Yudisium Diploma III Politeknik ditentukan sebagai berikut :

Nilai rata-rata total (NRT) =

Nilai rata-rata semester I s/d VI
6

Nilai kelakuan (dinyatakan dalam angka) =
Nilai kelakuan selama 6 semester.

di mana Baik = 3
Sedang = 2
Kurang = 1

dan selanjutnya berlaku ketentuan berikut :

A. Yudisium CUM LAUDE :

8 <= NRT <= 10, apabila tidak pernah "Julus percobaan" dan tidak ada nilai pelajar kurang dari 6", serta nilai kelakuan >= 14. Untuk selanjutnya berlaku peringkat-peringkat berikutnya.

B. Yudisium BANGAT MEMBASKAN :

7 <= NRT <= 7,9 bila hanya ada 1 kali Julus percobaan dan nilai kelakuan = 10 - 13. Untuk selanjutnya berlaku peringkat berikutnya.

C. Yudisium MEMBASKAN :

6 <= NRT <= 6,9

D. Mahasiswa yang pernah menyulang maupun alasannya, ataupun yang pernah diberi kesempatan ujian ulangan hanya dapat diberikan Yudisium MEMBASKAN.

Paragraf 16 : Penerbitan Diploma.

Diploma akan dikeluarkan oleh INSTITUT TEKNOLOGI SEPULUH NOPEMBER SURABAYA.

TATA TERTIB.

Paragraf 17 : Organisasi Kelas / Kelompok.

1. Setiap kelas / kelompok harus mempunyai ketua kelas / kelompok yang boleh dibarengi

- secara bergilir.
2. Ketua Kelas/Kelompok harus melaporkan jumlah anggota kepada dosen/instruktur pada setiap permulaan dan akhir pelajaran teori/praktek.
 3. Ketua Kelas/Kelompok bertanggung jawab atas ketertiban anggota-anggotanya.
 4. Pengaturan Ketua Kelas/Kelompok dan tugasnya dilakukan oleh Direktur Politeknik FNGT-ITS.

Pasal 18 : Persyaratan Umum.

Politeknik mengharuskan para mahasiswanya memiliki disiplin tinggi, yaitu :

- a. Hadir sekolah secara teratur dan tepat pada waktunya.
- b. Memiliki disiplin tinggi dan bertingkah laku yang baik.
- c. Memelihara kebersihan dan ketertiban.
- d. Dilarang makan, minum dan merokok di kelas, laboratorium maupun bengkel.
- e. Dilarang keras menyalah gunakan narkoba.
- f. Patuh mengikuti peraturan-peraturan keselamatan kerja untuk pencegahan terjadinya kecelakaan.
- g. Bertanggung jawab dalam menjaga barang-barang milik sekolah dari kerusakan dan kehilangan.
- h. Mentaati peraturan-peraturan Departemen masing-masing.

Pelanggaran terhadap peraturan-peraturan tersebut diatas akan dihukum. Hukuman dapat terdiri dari penambahan tugas/kerja kompensasi, peringatan baik secara lisan maupun tertulis atau dikeluarkan dari Politeknik FNGT-ITS.

Pasal 19 : Ketidakhadiran/Absen yang diizinkan.

- a. Tidak hadir kuliah hanya diizinkan dengan alasan sakit, mendapat kecelakaan atau disebabkan keperluan penting yang amat mendesak.
- b. Izin untuk tidak hadir selama sehari atau kurang harus didapat dari Direktur (atau yang ditunjuk untuk menanganinya). Permohonan izin ketidakhadiran ini harus dilakukan secara tertulis sekurang-kurangnya 24 jam sebelumnya.

c. Bila tidak akan hadir lebih dari sehari, izin harus diminta kepada Direktur secara tertulis, sekurang-kurangnya 72 jam sebelumnya, dengan tembusan kepada Dekan FNGT-ITS>

Permohonan izin ini harus dibubuhi tanda tangan persetujuan dulu dari Direktur (atau yang ditunjuk untuk menanganinya).

d. Bila absen karena hal-hal yang tidak terduga/mendadak, maka dalam waktu 3 (tiga) hari Direktur harus sudah menerima pemberitahuan tertulis (express dan tercatat) atau telegram dengan tembusan kepada Dekan FNGT-ITS.

Pada saat hadir kembali, diharuskan membawa surat dari orang tua/walinya yang menyatakan alasan ketidakhadirannya tersebut.

e. Bila tidak dapat hadir karena sakit atau kecelakaan, mahasiswa harus mengirimkan surat keterangan dokter Poliklinik, Politeknik FNGT-ITS dapat menunjuk dokter untuk memberikan ketepatan penilaian akan ketidakhadiran karena sakit atau kecelakaan tersebut.

f. Hanya Direktur yang berhak menentukan apakah izin tidak hadir diterima atau tidak.

Fasal 20 : Ketidakhadiran/absen yang tidak diizinkan.

a. Absen tanpa izin & keterlambatan hadir akan dikenakan peringatan lisan maupun tertulis dengan sanksi kompensasi sbb.:

Keterlambatan/meninggalkan Pelajaran sebelum waktunya	Sanksi hukuman
5 menit s/d. 2 jam	Absen tanpa izin dikenai hukuman kompensasi 5 (lima) kalinya.
lebih dari 2 jam	Dianggap tidak hadir tanpa izin selama satu hari. (satu hari selalu dihitung 7 jam).
1 hari (selalu dihitung 7 jam)	Kompensasi 2 kalinya (dihitung 14 jam).

- b. Waktu absen akan dijumlah pada tiap semester. Peringatan tertulis akan dikirim kepada mahasiswa dan orang tua/walinya sbb.:

Absen tanpa izin 15 jam - surat peringatan pertama.

Absen tanpa izin 30 jam - surat peringatan kedua

Absen tanpa izin 35 jam - surat peringatan ketiga

Absen tanpa izin 38 jam - diberhentikan/dikeluarkan dari -
Politeknik FNST-ITS.

- c. Kompensasi dilakukan pada waktunya/masa libur atau pada sore hari setelah jam pelajaran/perkuliahan resmi berakhir sesuai dengan pengaturan yang dilakukan oleh Direktur (atau yang ditunjuk).

Tugas-tugas yang diberikan selama kompensasi pada umumnya dalam bidang-bidang yang berkaitan dengan program pendidikan.

Pasal 21 : Batas maximum ketidakhadiran/absen.

- a. Bila jumlah absen dengan dan tanpa izin melebihi 152 jam (4 minggu) dalam satu semester, mahasiswa hanya akan naik percobaan.

- b. Bila jumlah absen dengan dan tanpa izin melebihi 304 jam (8 minggu dalam satu tahun ajaran, mahasiswa diharuskan menghentikan pendidikannya pada tahun tersebut).

Dalam hal demikian mahasiswa yang bersangkutan dapat mengulang kembali pelajarannya pada semester atau pada semester-semester yang tertinggal pada tahun ajaran berikutnya.

Pasal 22 : Peringatan Lisan dan Peringatan Tertulis.

- a. Sebagai alat dari Pelaksanaan Peraturan Politeknik FNST-ITS, peringatan akan diberikan baik secara lisan maupun tertulis, tergantung kepada beratnya pelanggaran.

- b. Berdasarkan laporan dari dosen, instruktur atau pegawai Politeknik kepada Direktur (atau yang ditunjuk) akan memberikan peringatan lisan kepada mahasiswa yang tidak berdisiplin.

- c. Peringatan-peringatan lisan diberikan pada pelanggaran ringan. Peringatan lisan tersebut akan dicatat pada data pribadi mahasiswa.
- d. Peringatan tertulis akan diberikan bila peringatan-peringatan lisan sebelumnya diabaikan, dan atau karena terjadinya pelanggaran-pelanggaran yang berat.
- e. Peringatan-peringatan tertulis dapat langsung diberikan oleh Direktur. Peringatan tertulis tersebut akan diberikan kepada mahasiswa dan orang tua/walinya. Peringatan tertulis akan dicatat pada data pribadi mahasiswa.

VII. PERTANGSUNG-JAWABAN ATAS KERUSAKAN & KEHILANGAN

Pasal 23 : Bahan dan Peralatan.

- a. Tiap mahasiswa secara perorangan bertanggung jawab terhadap bahan & Peralatan yang dipercayakan padanya.
- b. Bila mahasiswa menerima bahan/peralatan yang rusak atau tidak lengkap, diharuskan melapor dengan segera kepada dosen/instruktur yang bersangkutan.
- c. Mahasiswa harus segera melapor kepada instruktur yang bersangkutan bila ia merusakkan/menghilangkan bahan/peralatan yang dipercayakan padanya. Bertentangan peraturan ini dianggap sebagai pelanggaran disiplin yang berat.

Pasal 24 : Penggantian.

- a. Berdasarkan laporan dari dosen/instruktur yang bersangkutan, Direktur akan menentukan apakah mahasiswa akan dienda atau tidak terhadap bahan/peralatan yang dirusakkan atau dihilangkan.
- b. Penggantian di bawah Rp. 10.000,- akan ditentukan oleh Direktur. Penggantian di atas Rp. 10.000,- akan ditentukan oleh Dekan.

VIII. PENGGUNAAN PAPAN PENGUMUMAN

Pasal 25 : Papan Pengumuman Resmi.

Papan Pengumuman resmi ditempatkan pada jalanan

masuk gedung Administrasi atau ditempatkan lain yang akan ditentukan kemudian.

Pasal 26 : Papan Pengumuman Umum.

- a. Papan pengumuman umum ditempatkan di kantin atau ditempat lain yang akan ditentukan kemudian.
- b. Seluruh staff dosen dan mahasiswa diizinkan memakainya untuk hal-hal yang menyangkut kepentingan bersama.
- c. Pengumuman/informasi yang dipasang harus disertai tanda tangan dan nama pemasang. Sebelum dipasang, harus disetujui Direktur atau pejabat lain yang ditunjuk terlebih dahulu.
- d. Ukuran kertas yang diizinkan maximum A4. Pengumuman/informasi tersebut dipasang paling lama hanya 1 minggu.
- e. Publikasi yang bersifat politik dilarang.

Pasal 27 : Papan Pengumuman Bidang Studi.

- a. Tiap bidang studi memiliki papan pengumuman sendiri untuk hal-hal dibidang studi masing-masing dan untuk pengumuman-pengumuman resmi.
- b. Sebelum dipasang, tiap informasi/pengumuman harus mendapat izin dari Ketua Bidang Studi.

Pasal 28 : Pengumuman/ informasi kelas.

- a. Tiap kelas disediakan papan pengumuman untuk informasi /pengumuman kelas.
- b. Poster-poster yang menunjang pelajaran, diizinkan dipasang didinding sepanjang tidak mengganggu kebersihan kelas.

IX.KEGIATAN EKSTRA KURIKULER

Pasal 29 : Maksud dan Tujuan.

Kegiatan ekstra kurikuler adalah kegiatan diluar jam kerja bagi para mahasiswa yang menyangkut kegiatan-kegiatan kesejahteraan mahasiswa dan penyaluran minat dan hoby antara lain dalam olah raga dan kesenian. Kegiatan ini dimaksud sebagai bapao dari wawasan almamater untuk mengembangkan kemampuan fisik danmental agar menjadi

pribadi-pribadi yang berprestasi
juga terhadap kehidupan sosial baik
sebagai perorangan maupun sebagai anggota
kelompok politeknik.

Pasal 30 : Organisasi.

Pada umumnya, kegiatan ekstra kurikuler
direncanakan dan dilakukan oleh badan
Kemahasiswaan (Himpunan Mahasiswa).
Tiap mahasiswa diharapkan turut berperan serta
didalam kegiatan-kegiatan ekstra kurikuler
tersebut.

Pasal 31 : Fasilitas.

Sarana oleh raga dan fasilitas ITS lainnya
dapat dipakai untuk kegiatan ekstra kurikuler.
Penggunaan sarana dan fasilitas tersebut
diatur oleh Pembantu Rektor III.

X. DIKELUARKAN/DIBERHENTIKAN DARI POLITEKNIK

Pasal 32 : Alasan-alasan.

Disamping alasan-alasan yang dinyatakan pada
pasal 14 dan 23, mahasiswa akan
dikeluarkan/diberhentikan dari Politeknik jika

- a. Melakukan tindak pidana
- b. Melakukan pencurian, penipuan, pemalsuan
maupun kecurangan dilingkungan ITS.
- c. Melakukan pelanggaran berat terhadap
peraturan kedisiplinan atau secara
berulang-ulang tidak mengindahkan peraturan
disiplin, termasuk penyalahgunaan narkoba.
- d. Menerima 4 (empat) kali peringatan tertulis
dalam satu semester.
- e. Mengkoordinasikan atau melakukan kegiatan
politik.

Pasal 33 : Pengambilan keputusan.

Berdasarkan bukti dari alasan yang ada
pemberhentian mahasiswa diputuskan oleh Rektor
setelah dibicarakan dengan Dekan dan Direktur
yang bersangkutan.

Pasal 34 : Pengumuman pengeluaran/pemberhentian.

Mahasiswa akan menerima surat
pengeluaran/pemberhentian yang ditanda tangani
oleh Rektor. Terhadap surat tersebut akan
dikirimkan kepada orang tua/walinya.

XI. KETENTUAN AKHIR

Pasal 35: Penafsiran dan Peraturan Tambahan.

- a. Dalam hal keragu-raguan dari peraturan Politeknik yang ada, Rektor membuat penafsiran dan kebijaksanaan yang dianggap paling tepat setelah berkonsultasi dengan stafnya.
- b. Peraturan-peraturan Dalam sebagai tambahan akan mengatur hal-hal khusus lainnya.

Pasal 36 : Pelaksanaan.

Peraturan Politeknik bagi mahasiswa ini berlaku sejak tanggal diumumkan.

Surabaya,

R e k t o r,

Prof. OEDJOE DJOERJANAN M. Sc. Ph. D.



BERCA INDONESIA PT — Sales Division

Jalan Kutei 24 SURABAYA 60241 Phone : 67118 Telex : 33166 BERSAL SB Fax : 62-31-60840

Quotation: QS/1572-7038/HB/am
 Date : 15 December 1987
 To : Ketua Polyteknik ITS .-

! NO.!	! Part Number !	! Description !	! Version !	! Qty !	! F.O.B.Price !
! 1 !	! HP 90100 C !	! Practical Transistor Series,	VHS-PAL STD.!	! 1 !	! US\$ 3.300,00 !
! 2 !	! HP 90420 C !	! Digital Trouble Shooting Series,	! --- !	! 1 !	! US\$ 5.340,00 !
! 3 !	! HP 90301 RC !	! Understanding Microprocessor	! --- !	! 1 !	! US\$ 2.320,00 !
! 4 !	! HP 90302 RC !	! What is a Microprocessor?	! --- !	! 1 !	! US\$ 650,00 !
! 5 !	! HP 90303 RC !	! Analog vs Digital System	! --- !	! 1 !	! US\$ 650,00 !
! 6 !	! HP 90304 RC !	! Introduction to Programming	! --- !	! 1 !	! US\$ 650,00 !
! 7 !	! HP 90305 RC !	! Processor Register and Instruction Set	! --- !	! 1 !	! US\$ 650,00 !
! 8 !	! HP 90306 RC !	! Simple Assembly Programming	! --- !	! 1 !	! US\$ 550,00 !
! 9 !	! HP 90307 RC !	! Microprocessor Fundamentals	! --- !	! 1 !	! US\$ 5.400,00 !
! 10 !	! HP 90308 RC !	! Algorithmic State Machines	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 11 !	! HP 90309 RC !	! Basic Design and Terminology of Microcomputers	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 12 !	! HP 90310 RC !	! Microprocessor Internal Hardware	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 13 !	! HP 90311 RC !	! Stack Pointer	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 14 !	! HP 90312 RC !	! Timing Cycles	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 15 !	! HP 90313 RC !	! Status Signals	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 16 !	! HP 90314 RC !	! DMA and Handshaking	! --- !	! 1 !	! US\$ 550,00 !
! 17 !	! HP 90315 RC !	! Principles of Interrupts	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 18 !	! HP 90316 RC !	! Using Interrupts	! --- !	! 1 !	! US\$ 500,00 !
! 19 !	! HP 90317 RC !	! Microprocessor Support Chips	! --- !	! 1 !	! US\$ 600,00 !
! 20 !	! HP 90318 RC !	! Keyboards and Displays	! --- !	! 1 !	! US\$ 500,00 !
! 21 !	! HP 90741 C !	! How to use and Oscilloscope Series	! --- !	! 1 !	! US\$ 1.080,00 !
! 22 !	! HP 90838 C !	! Whats a DB? part 1	! --- !	! 1 !	! US\$ 300,00 !
! 23 !	! HP 90839 C !	! Whats a DB? part 2	! --- !	! 1 !	! US\$ 300,00 !
! 24 !	! HP 90751 C !	! How to Solder, part 1 & part 2	! --- !	! 1 !	! US\$ 500,00 !
! 25 !	! HP 90660 RC !	! Printed Circuit Board Reliability	! --- !	! 1 !	! US\$ 540,00 !
! 26 !	! HP 90661 RC !	! P.C. Contact Reliability	! --- !	! 1 !	! US\$ 540,00 !
! 27 !	! HP 90662 RC !	! Analysis of Multilayer Ceramic Capacitors	! --- !	! 1 !	! US\$ 540,00 !
! 28 !	! HP 90383 RC !	! Static Zap Maker Scrap	! --- !	! 1 !	! US\$ 540,00 !
! Total F.O.B. USA					! US\$ 31.250,00 !

添付資料 7-2 機器選定における問題例

無償援助機器、機材について、EEPISで技術協力を実施する立場から見た時、下記のような問題点があります。

NO	実験室 NO.	ITEM NO.	品 名	説 明
1.	G 1-4,5,6,7		電圧、電流計	数が少なく、他の実験室にも必要。 高級(0.5級)な物よりは実用的な のが良い。 専門家携行機材で1.0級の直流電圧 電流計を75台追加。
2.	G 1-10,13,14,16,24,25		L C Rメータ、等	これらは12組ずつ用意されている が、その半分でも十分。
3.	G 1-23		直流電位差計	高級なのが1台しかない。この価格 で学生実験用のものを4台用意でき る。6台必要。
4.	G 1-18		インダクションコイル	重量が50kgのもので、使用されな い恐れあり。必要とするものは、小 型の標準コイル。名前が似ている高 圧誘導起電力発生装置; 誘導コイル も1台は必要。
5.	G 1		その他の不足機材	不足台数
			スライド抵抗各種	20
			ダイヤル抵抗	10
			標準コンデンサ	10
			オシロスコープ(他の実験室のものを移行すれば良い)	
			電磁気、電気回路等の基礎工学実験装置(磁気回路実験装置、 電磁力測定実習装置、その他等)	7種×2組
6.	G 2. 3-7		C R発振器	教育用には高級過ぎる。広帯域で実 用的なのがよい。
7.	G 2. 3-14		I Cチェッカー	工場でのI Cの検査に使用する大が かりなもので教育用には不適。
8.	G 2. 3-6		周波数カウンタ	24台も必要ない。3分1で十分。
	G 3-4		〃	12台 〃 〃
	G 4-4		〃	12台 〃 〃
	G 5-4		〃	12台 〃 〃
9.	G 2. 3		不足機材	不足台数
			可変フィルタ	5
			万能接写装置	1
			データレコーダ	1
			D Cマイクロボルトメータ	3
10.	G 4-11		デジタルオシロ	価格の半分のものを4台の方がよい。

11.	G5	不足機材 自動制御実験装置 超低周波発振器 リニアコーダ	2 2 2
12.	G5-6	DCモータ制御デモ	2、3台で十分
13.	G5-7	サーボシステムデモ	"
14.	G5-10	タコメータ	12台用意されているが半分で十分
15.	G5-16	アナログコンピュータ	教育用のもので十分
16.	G6-10	掃引マーカ発生器	12台の半分でよい。ただし、モニタスコープが欠けている。同数必要。
17.	G6-21	PCMトレーニングセット	肝心のPCM変復調部、多重化部が欠けている欠陥システム。デジタル通信の教育は重要でこのままでは教育計画に支障をきたす。
18.	G6	不足機材	デジタル通信に必要な(符号誤り測定器等のPCM関連)測定器 1式
19.	G6-24	船舶用レーダ	中身が全く違う魚群探知機。レーダの実習は重要で、この機器がないと教育計画に支障をきたす。
20.	G6-36	RF電力計	中身は、マイクロ波カウンタ6台で、全く違うもの。これは、2台でよい。HF/VHF/UHF帯の送信機にマッチした電力計が必要。(携行機材で補充)
21.	G7-3	RF信号発生器	最高級のシンセサイズド信号発生器3台、究所向きで教育用には複雑過ぎて適さない。1台でよい。教育用には価格の5分の1程度のものを6台の方よい。
22.	A1-2,3,4,5,	マイクロ波信号発生器	これは1台の信号発生器でカバーできる。
23.	G7-6-1 G7-6-2	電界強度測定器(Field Level Meter) 電界強度測定器(Field Level Meter)	これは、電界強度測定器(Field Level Meter)ではなく、普通のレベルメータであり必要とする。この測定器(電測)は必需品で購入の必要あり。
24.	G7-8	マイクロ波実験装置	Aメーカーの物を購入したが、このメーカーのこの装置は、現在の実習の教材に適さない。
25.	G7-17	トラッキングジェネレータ	これは、G7-4のスペアナと組として使用するもので、それ用に

			造られたものの方がよい。 価格も半分以下。
26.	G7-18	VSWRブリッジ	適切なものでない。
27.	G7-19-2	電力分配器	中身が少し違う。方向性結合器。
28.	G7-12	RFミリボルトメータ	12台の半分で十分
29.	G6、G7	不足機材	不足台数
		スペクトラムアナライザ (トラッキングジェネレータ付き)	4
		X-Yレコーダ	2
		対数周期アンテナ	1
		導波管減衰器	2
30.	G10	不足機材	
		XYZθステージ	4
		マグネットスタンド	4
		対物レンズ、及びホルダ	4
		各種レンズ、及びホルダ	4
31.	G10-5	光スベアナ	高価である。回折格子分光器の方が教育用には良い。
32.	G11-1,2,3,4,5,6	物理教材	これらはデモ用であるから12台ずつは不用。3分1でよい。その代わり顕微鏡、運動、熱、音、化学に関する不足教材が必要。
33.	G13-2	CAD	購入したのは、造船用のもので、造船、機械、建築にはよいが、電子、通信にはこのままでは不適。コンピュータ室のコンピュータを使用したCADシステムがよい。
34.	ADDITIONAL A-7,8	Coaxial Slotted Line	同軸定在波測定器ではない。導波管型で、変換器などが無いと使用できない。 A-1,2,3,4,5のSGを含めて使用目的がよく分からない。

注：上記の問題点については、機材リスト、スペックリスト、カタログ、マニュアル等を十分に調べ、さらにメーカー（安藤電気、アンリツ、島田理化、NEC、JRC、松下通信工業、等）での研修と調査を通してチェックしたものである。また、これは調査員古谷の教育実践の体験からの判断によるものである。これから現地での教育実践を通して客観的判断に基づく適切な機材リストの作成をして今後の参考となるよう報告をしたい。

資料 8 - 1 : 自動車購入要求書

TO : Manager, Vehicle Divisi
P.T. TOYOTA ASTRA MOTOR
J A K A R T A

RE. : ORDER OF PURCHASING CAR.

This is to inform you that I,

N A M E : _____

Address : _____

Tel. : _____

would like to purchase one unit of car with the following condition and specification as stated below :

- M o d e l : _____

- C o l o u r : _____

- Optional Equipment
& Accessories : _____

a. A.C. : _____

b. Cooler : _____

c. Radio : _____

d. Etc. : _____

- Estimate : _____

- Temporary Police
Number : _____

- Marine Insurance : _____

- Others : _____

Hoping to have your best service,

Thank you very much.

資料 8 - 2 : 自動車価格表

WUITY-FREE PRICE LIST
OF LOCALLY-ASSEMBLED TOYOTA VEHICLES
(EFFECTIVE FROM NOVEMBER 3, 1987)

(In Rp.)

MODEL	COLOUR	PRICE OF CAR INCL. A.C.	TEMP. POL (1 MONTH)	STAMP DUTY	TOTAL PRICE
1. CRESSIDA GLX-i 2000 SEDAN MODEL GX71R-XEPCG (AUTOMATIC TRANSMISSION)	SOLID	28,722,764	36,200	1,000	28,759,964
	METALLIC	29,058,405	36,200	1,000	29,095,605
2. CRESSIDA GLX-i 2000 SEDAN MODEL GX71R-XENGE (MANUAL TRANSMISSION)	SOLID	27,170,000	36,200	1,000	27,207,200
	METALLIC	27,530,000	36,200	1,000	27,567,200
3. CORONA EX-SALOON 1600 SEDAN MODEL AT 151R-TEHNS (AUTOMATIC TRANSMISSION)	SOLID	23,450,000	31,200	1,000	23,482,200
	METALLIC	23,750,000	31,200	1,000	23,782,200
4. CORONA EX-SALOON 1600 SEDAN MODEL AT 151R-TEMNS (MANUAL TRANSMISSION)	SOLID	20,544,457	31,200	1,000	20,576,657
	METALLIC	20,819,957	31,200	1,000	20,852,157
5. COROLLA SE 1300 SEDAN MODEL EE90R-AEHNU	SOLID	16,480,000	26,200	1,000	16,507,200
	METALLIC	16,750,000	26,200	1,000	16,777,200
6. COROLLA SE 1600 SEDAN MODEL AE92R-AEHNU	SOLID	19,010,000	31,200	1,000	19,042,200
	METALLIC	19,310,000	31,200	1,000	19,342,200
7. COROLLA 1600 LIFT BACK MODEL AE92R-ALMNU	SOLID	19,970,000	31,200	1,000	20,002,200
	METALLIC	20,290,000	31,200	1,000	20,322,200
8. STARLET SE-1300 HATCH BACK MODEL EP71R-PHMNS	SOLID	12,570,000	26,200	1,000	12,597,200
	METALLIC	12,770,000	26,200	1,000	12,797,200
9. STARLET XL-1000 HATCH BACK MODEL EP70R-PHMNS	SOLID	11,070,000	26,200	1,000	11,097,200
	METALLIC	11,290,000	26,200	1,000	11,317,200

REMARKS : THE ABOVE PRICES ARE SUBJECT TO CHANGE AT ANYTIME WITHOUT PRIOR NOTICE.
THE ABOVE PRICES DO NOT INCLUDE PERMANENT POLICE REGISTRATION CHARGES.

PT. TOYOTA-ASTISRA MOTOR
JL. JEND. SUDIRMAN NO. 5, JAKARTA
TELP. 587-551
(MISS. DEWI CAKUNTALA & MR. LEHAN)

MEMORANDUM

Date : 1st August 1987

Ref :

DIPLOMATIC PRICE / DUTY FREE

1. MAZDA 323 1500cc

- STANDARD EQUIPMENT : Air Conditioner, Stereo Radio/Tape + 4 Speakers, Power Window, Central Door Lock, Remote Controlled-Door Mirror, Tilt Steering, Speedometer, Tachometer Tripmeter, Digital Clock, Radial Tyre, Front & Rear Stabilizer, Full Wheel Cover, Power Steering. (87.9.1)
- PRICE / UNIT : 4 DOORS SALOON Rp ~~18.228.548,00~~ 18.034,562
Loco Jakarta 5 DOORS HATCHBACK Rp ~~13.576.539,00~~
- C O L O U R S : ~~White, Black, Blue Cascade Metallic, Smoke Silver-Metallic, Police Gray, Tender Blue Metallic, Canal Blue Metallic, Blue Green Metallic, Opel Green Metallic, Winning Silver Metallic, New Trade Brown Metallic.~~

2. MAZDA 626 2000cc

- STANDARD EQUIPMENT : Air Conditioner, Stereo Radio/Tape + 4 Speakers, Power Window, Central Door Lock, Remote Controlled-Door Mirror, Tilt & Power Steering, Speedometer, Tachometer, Twin Trip Meter, Digital Clock, Radial-Tyre, Front & Rear Stabilizer, Full Wheel Cover.
- PRICE / UNIT : 4 DOORS SALOON Rp 21.801.525,98
5 DOORS HATCHBACK Rp 21.938.451,11
- C O L O U R S : White, Black, Smoke Silver Metallic, Charcoal Metallic, Advan Silver Metallic.

3. TERM OF PAYMENT : Cash on Delivery

4. DELIVERY TIME : Soon

5. N O T E : -PRICES ARE SUBJECT TO CHANGES WITHOUT PRIOR NOTICE.
-ALL ARRANGEMENT TO THE DUTIES EXEMPTION IS ON BUYER RESPONSIBILITY.

DUTY-FREE PRICE LIST
 OF LOCALLY ASSEMBLED DAIHATSU,
 PEUGEOT AND B.M.W.

M O D E L	C O L O R	P R I C E O F C A R I N C L , A C , R / T , a n d O N E M O N T H T E M P O R A R Y P L A T E N U M B E R		A G E N C Y N A M E
		1986.	1987.	
B.M.W. 520i Sedan (1990 cc)			Rp.50,250,000.-	PT.NATIONAL ASTRA MOTOR
PEUGEOT SEDAN MODEL 505 GTI Manual Transmission 2165 cc.	White, Grey Red, Silver Blue Methal	Rp.27,000,000.-	Rp.31,500,000.-	Iddem
PEUGEOT SEDAN MODEL 505 GTI AUTOMATIC TRANSMISSION 2165 cc	Iddem	Rp.27,500,000.-	Rp.33,500,000.-	iddem
DAIHATSU CHARMAN SEDAN 1600 cc.	White, Blue Red <i>Black</i>		Rp.14,800,000.-	PT.ASTRA Inter National Motor
DAIHATSU CHARADE SEDAN 1000 cc.	Black, Blue		Rp.12,800,000.-	iddem

REMARKS : The Above Price are subject to change at anytime without prior notice.
 The Above price do not include permanent Police Registration Charges.
 Delivery time; three days after PP.19 received by us.

Jakarta August, 6, 1987.

PERJANJIAN KERJA BAGI SUPIR
(DRIVER'S WORKING CONTRACT)

- I. 1. Hari Kerja. 出勤日 : Senin sampai dengan Sabtu. 月~土
(Working day.) (Monday to Saturday.)
2. Hari libur. 休日 : Hari Minggu dan Hari Raya R.I. 日曜日
(Holiday.) (Sunday and national holiday.) 祭日
3. Jam Kerja. 出勤時間 : Dari Jam 6:40 ~ 16:00
(Working hours.) (From 6 o'clock.)
Sampai Jam
(To o'clock.)
- II. 1. Gaji percobaan. 試用期間中
(Trial salary.)
- 1.1. Gaji pokok. : Termasuk uang kesehatan/dokter.
(Basic salary.) (Including medical/doctor allowance.)
Rp. 50.000 / m
(Rp.)
: Akan dibayarkan pada setiap akhir bulan.
(Will be paid at the end of the month.)
- 1.2. Pembayaran yang lain. : a. Kalau dalam satu bulan masuk terus selama hari kerja akan ditambah sebesar Rp. 5.000
(Other allowance / payment.) (If within one month continuously work without absence, Rp. 5.000 - will be added to basic salary.)
b. Kalau dalam satu(1) bulan tidak masuk satu(1) hari akan ditambah sebesar Rp. 2.500
(If within one month absence of one day, Rp. 2.500 - will be added to basic salary.)
c. Kalau dalam satu(1) bulan tidak masuk dua(2) hari atau lebih tidak ada penambahan.
(If within one month absence of two days, there is no additional payment.)
- 1.3. Uang harian 試用期間中 : Sebesar Rp. 1.200 /hari dibayar setiap hari.
(daily allowance.) (daily allowance) Pada waktu pemilik dinas tidak menggunakan mobil, maka uang harian tidak dibayarkan.
(Rp. /day if in working days owner does not use, daily allowance will not be paid.)
- 1.4. Uang lembur. 出勤時間外 : a. Rp. 250 /jam sesudah jam kerja seperti point I.3.
(Overtime allowance.) (Rp. /hour after working hour.)
b. Rp. 1.000 untuk uang makan malam sesudah jam 19:00.
(Rp. for dinner allowance after at 19:00)
c. Rp. 1.000 untuk ongkos taxi sesudah jam 21:00.
(Rp. for taxi fee after at 21:00.)

通勤手当

片道 21km - Rp 800/m

II. 1.5. Uang harian pada libur : Sebesar Rp. 1,500
(Daily allowance on holiday.) (A sum of Rp. .-)

1.6. Masa percobaan. : Selama 3(tiga) bulan mulai tanggal
(Trial period.) (For 3(three) month from 1/2 to 3/3)
: Bila dalam masa percobaan tidak memenuhi persyaratan kerja maka dapat diberhentikan tanpa mendapat uang pesangon.
(If, within trial period the driver does not fulfill the working requirements/conditions, driver can be dismissed without paying the retiring allowance.)

2. Gaji sesudah masa percobaan.
(Salary after trial period.)

2.1. Gaji pokok. : Rp. 60,000 .-/bulan.
(Basic salary.) (Rp. .-/month.)

2.2. Uang harian. : Rp. 1,500 .-/hari.
(Daily allowance.) (Rp. /day.)

2.3. Uang lembur. a. Rp. 300 .-/jam sesudah jam kerja seperti
(Overtime allowance.) (Rp. .-/hour after working hour.)

b. Rp. 1,000 .- untuk uang makan malam sesudah jam 19:00.
(Rp. .- for dinner allowance after at 19:00.)

c. Rp. 1,000 .- untuk ongkos taxi sesudah jam 21:00.
(Rp. .- for taxi fee after at 21:00.)

2.4. Uang harian pada hari libur. : Rp. 1,700 .-/hari.
(Daily allowance on holidays.) (Rp. .-/day.)

2.5. Uang penginapan. : Rp. 10,000 .-/malam, uang untuk hotel & makan malam.
(Lodgement allowance.) (Rp. .-/night, for hotel fee & dinner fee.)

2.6. Pembayaran yang lain sama dengan masa percobaan.

Pembayaran lain yaitu diberikan Rp. .- untuk satu bulan kerja tanpa absen Rp. .- jika dalam satu bulan absen satu hari, dan tidak diberikan apa-apa jika absen lebih dari dua hari.

3. Uang pesangon.
(Retiring allowance.)

Uang pesangon akan diberikan/dibayarkan apabila pihak pemilik kendaraan yang memberhentikan, tetapi bila dari pihak pengemudi/supir yang minta berhenti, maka uang pesangon tidak akan dibayarkan
(When the car owner dismiss the driver, retiring allowance will be paid as following rate of the basic salary, but if the driver request for discontinue his work, retiring allowance will not be paid.)

a. Uang pesangon sebelum masa kerja 1(satu) tahun.
(Retiring allowance befor one(1) year period.)

Rp. 60,000 .- x 70 %

退職金

- b. Uang pesangon sesudah masa kerja 1(satu) tahun.
 (Retiring allowance after one(1) year period.)
 1年分 Rp. 60,000.- x 100 %
- c. Uang pesangon sesudah masa kerja 2(dua) tahun.
 (Retiring allowance after two(2) years period.)
 2年分 Rp. 60,000.- x 200 %
- d. Uang pesangon sesudah masa kerja 3(tiga) tahun.
 (Retiring allowance after three(3) years period.)
 3年分 Rp. 60,000.- x 300 %
4. Tidak diperkenankan meminjam uang.
 (It is not allowed to borrow money.)
5. Hari libur pada waktu Lebaran.
 (Holidays in "Lebaran".)
 Diberikan libur tiga(3) hari pada hari Lebaran dan diberikan satu kali gaji pokok.
 (Three(3) days holidays are given in the Lebaran, and will be given one month basic salary.)
6. Jika tidak masak kerja, haruslah memberitahukan kepada pemilik kendaraan per telephon atau dengan cara lain. Jika tanpa pemberitahuan sipengemudi akan dipecat/diberhentikan.
 (If driver is absent from his job without any information, driver will be dismissed.)
7. Kalau tidak masuk tanpa hubungan(izin), potong Rp. 2,500.- dari gaji.
 (If driver is absent from his job without any information, Rp. 2,500.-/day will be deducted from basic salary.)
8. Pengemudi tidak diperkenankan menggunakan mobil untuk keperluan pribadi.
 (It is not allowed to use the car for driver's purpose.)
9. Jika tidak memperhatikan ketentuan-ketentuan yang ada atau moral sosial, seperti mencuri spare parts mobil, bensin, dan lain-lain, sipengemudi akan dipecat/diberhentikan.
 (If driver dose not follow owner's request or conducts against social moral such as stealing the parts of motor car, petrol, etc., driver will be dismissed.)
10. Bila terjadi kecelakaan besar/tabrakan berat, dan kesalahan ada dipihak supir, satu misal, supir minum minuman keras (mabok), maka pemilik berhak mengeluarkan tanpa memberikan uang pesangon.
 (If serious accident happened due to driver's fault. Such as drinking alcohol, owner has its right to dismiss driver without paying the retiring allowance.)

Surabaya, 1988

Supir
 (Driver)

Pemiliki
 (Owner)

SURAT PERNYATAAN
(DECLARATION)

Saya, yang bertanda tangan dibayah ini :
(I, the undersigned:)

Nama : _____
(Name)
Alamat : _____
(Address)
Tempat/tgl. lahir 地方 : _____
(Place & date of birth) 年月日
Umur 歳 : _____
(Age)
No. S. I. M. 免許番号 : _____
(Driver's licence No.)

Dengan ini menyatakan akan mentaati peraturan mengemudi sbb :
(Herewith certify to obey all driving regulations as follows :)

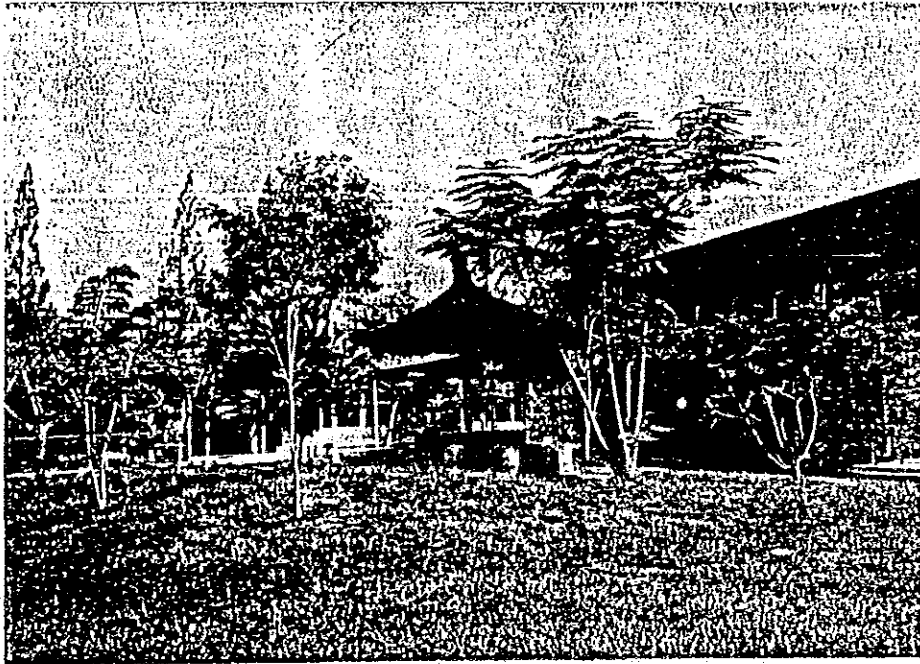
1. Bekerja dengan tekun/serious selama jam kerja.
(Work seriously during working hours.)
 - a. Berhati-hati dalam tugas demi keselamatan umum, jiwa sendiri, penumpang dan kendaraan/mobil.
(Be careful in duty for the safty of people, your own, passengers and car.)
 - b. Mentaati semua peraturan lalu lintas yang berlaku. (apabila terjadi pelanggaran peraturan lalu lintas, maka punggemudi aka bertanggung jawab/mempertanggung jawabkan sendiri dengan piha yang berwajib.)
(To obey all traffic regulations.)
(If traffic violation happens, driver will be responsible for necessary actions wit the authorities cocerned.)
2. Berlaku jujur dalam setiap hal.
(Be honest on every matter.)
3. Menjaga serta merawat kandaraan/mobil dengan baik.
(To take care of the car.)
4. Servis, reparasi serta penggantian onderdil, harus seijin pemilik
(Service, repairs and change of spare parts must be done with owner's permiton.)
5. Kalau terjadi kecelakaan dan lain-lain hal yang berhubungan dengan kendaraan, akan memberitahukan secepat mungkin kepada pemilik.
(If accident or other matter happens with the car, I shall inform immediately to the owner.)
Jika seandainya saya melanggar hal-hal tersebut diatas,
maka saya bersedia menanggung akibatnya.
(If I disobey the above mentioned regulations, I am ready to accept/assume the consequence.)

Supir
(Driver)

Surabaya, 1988
Pemilik
(Car owner)

昭和 6 2 年 度

学 校 要 覧



スラバヤ日本人学校
Sekolah Jepang Surabaya

Jalan Darmo Permai Selatan 14-7,
Surabaya, INDONESIA
Tel. 66653 ext. 272

A. MORIMOTO

スラバヤ日本人学校校歌

作詩 水野富士夫
作曲 佐々治一郎

Moderato

あ さ ぐ も わ け て つ ば め か え り め づ ら

legiero

ー シ ャ ス の さ と に い く せ ん り に ほ ん づ ま れ の こ を は げ

Primo

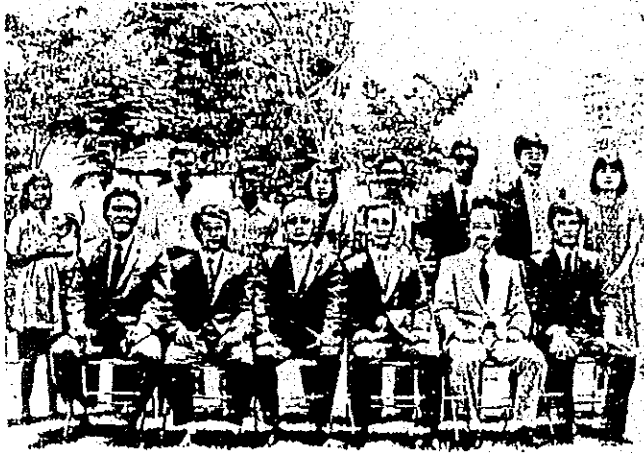
ま し て わ れ ら ス ラ バ ヤ の こ つ は

め に ま な ぶ ど り ぐ の あ か し

二、フレイムトリーの花房燃えぬ
伝説の都に
地の恵み 天の和みに
富み栄えたる

われらスラバヤの子
船に学ぶ 情熱の爽り

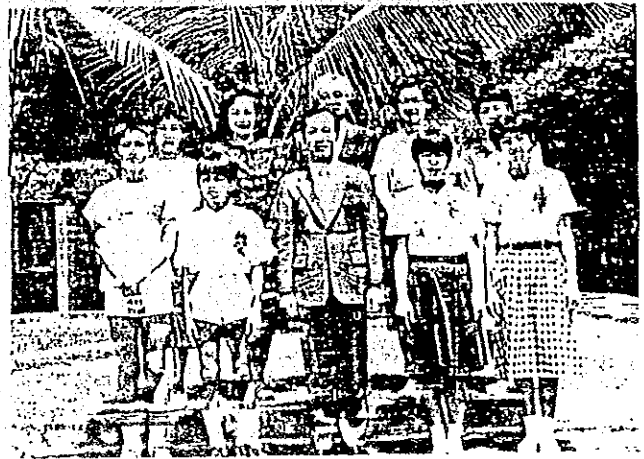
三、
朋友 今日も 集まり散じぬ
カリマスの港に
水脈碧き ジャワ海は
七つの海に続く
われらスラバヤの子
潮路に学ぶ 夢ある未来



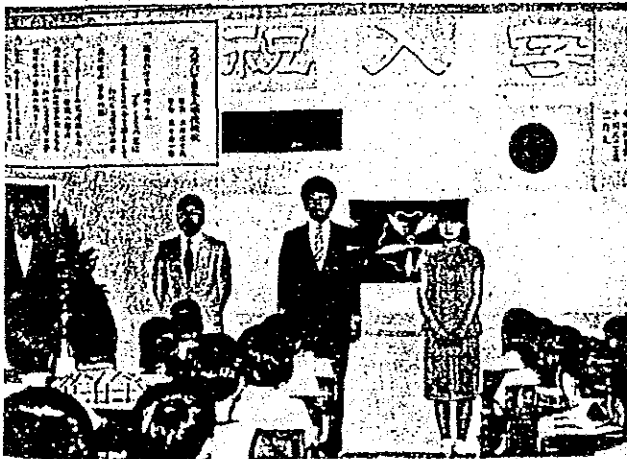
昭和62年度教職員



小学部 新1年生



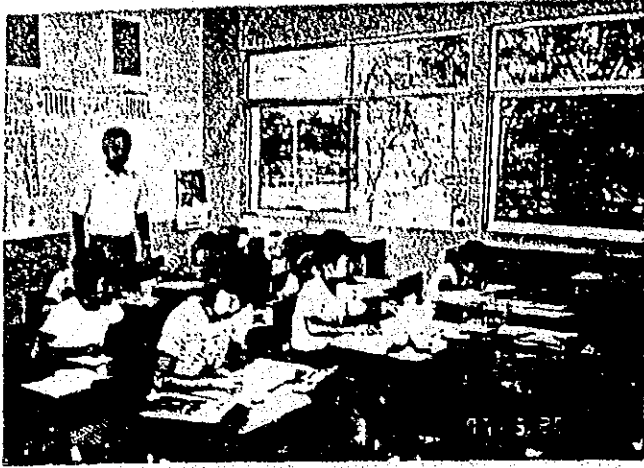
中学部 新1年生



昭和62年度新任教員



昭和62年度入学式



算数 (小学部5年生)

授業風景



図工 (小学部5・6年生)



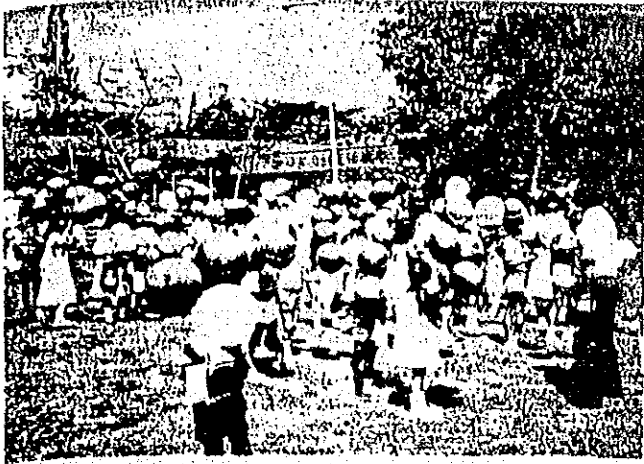
体育 (小学部1・2年生)



修学旅行 (バリ島)



遠足 (セレクト)



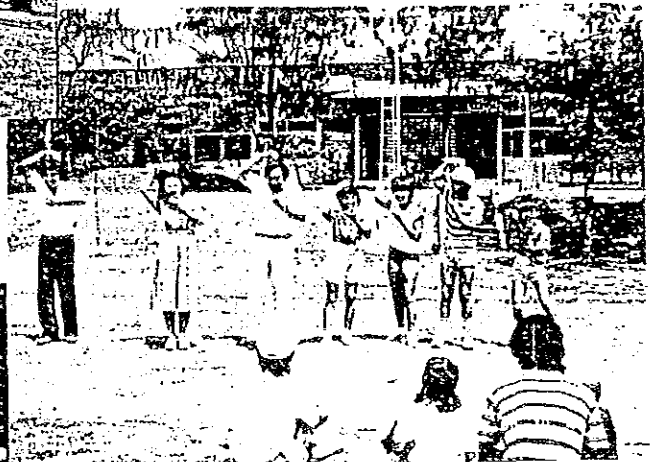
創立記念日



宿泊訓練 (夕食作り)



大運動会 (現地校を迎えて)



授業参観後のレクリエーション



社会見学 (クルクップ工場)



学芸会 (小学部3・4年『舌切りすずめ』)



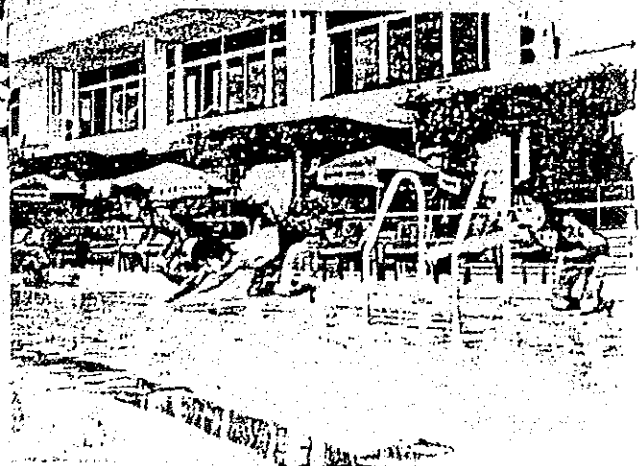
書き初め大会



節分集会 (兄弟・生徒会行事)



現地校との合同授業



水泳記録会

目 次

I 学校の概要

1. 学校の名称・所在地
2. 校舎配置図
3. 沿革
4. 職員一覧
5. 児童・生徒数
6. 学校運営組織

II 学校経営

1. 経営の方針
2. 教育目標
3. 教育目標を達成するための基本方針
4. 本年度の重点
5. 日課表
6. 週授業時数
7. クラブおよび業間活動
8. 年間行事予定表

III 学校維持会・企画運営委員会・PTA

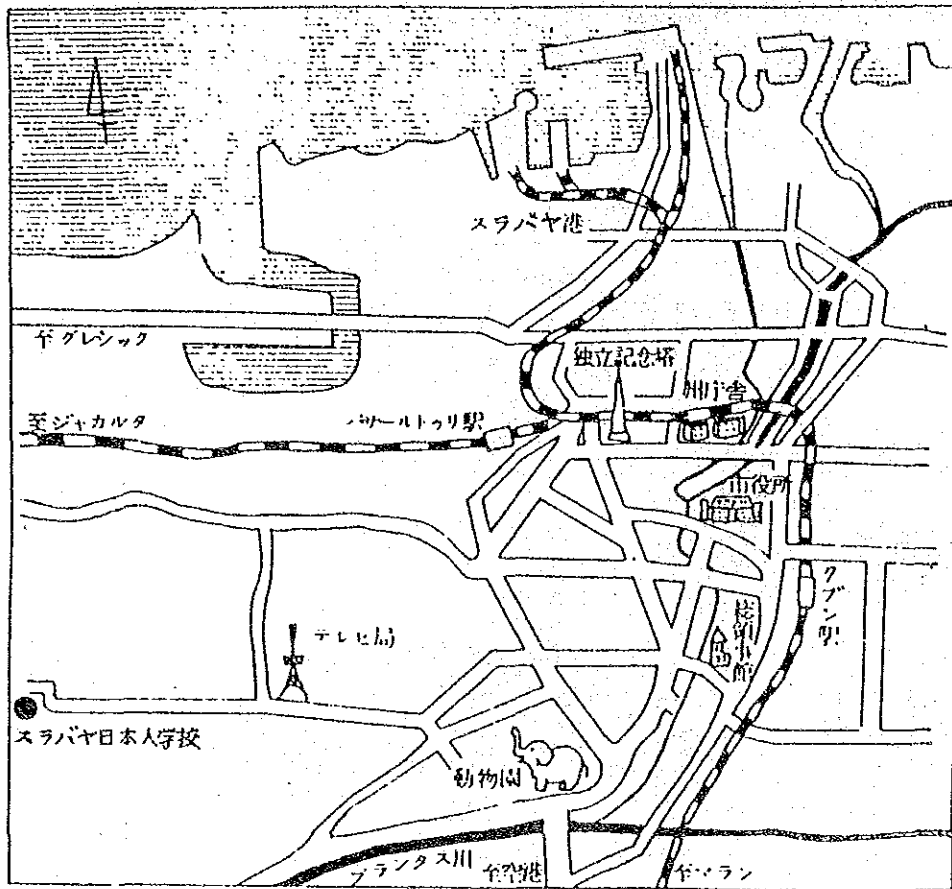
1. 維持会、企画運営委員会
2. スラバヤ日本人学校学則及び資料
3. 昭和62年度スラバヤ日本人学校収支予算
4. スラバヤ日本人学校PTA会則
5. 昭和62年度スラバヤ日本人学校PTA予算
6. 入学案内
7. 日本から持参する学用品

【 学 校 の 概 要 】

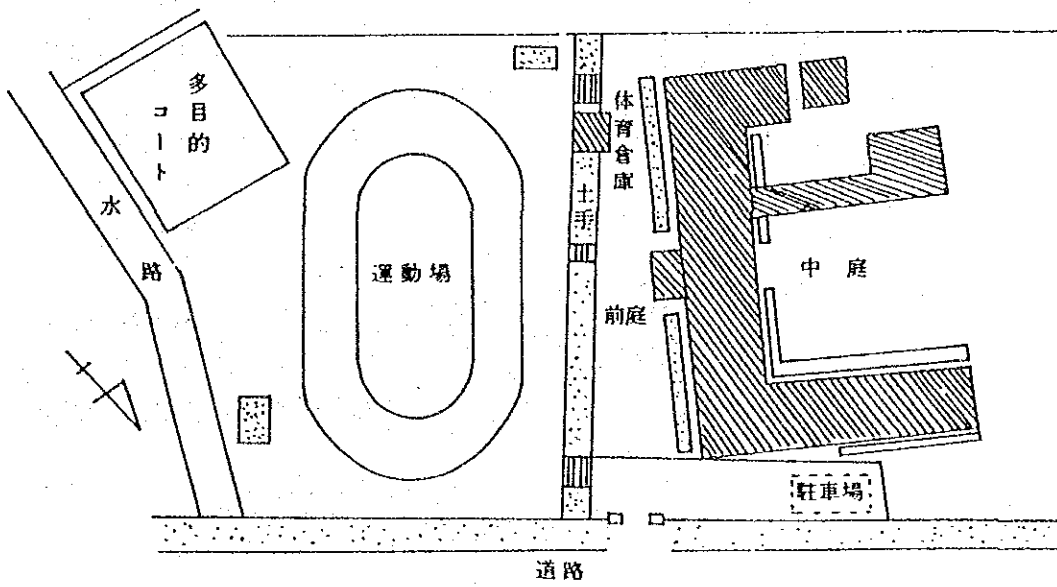
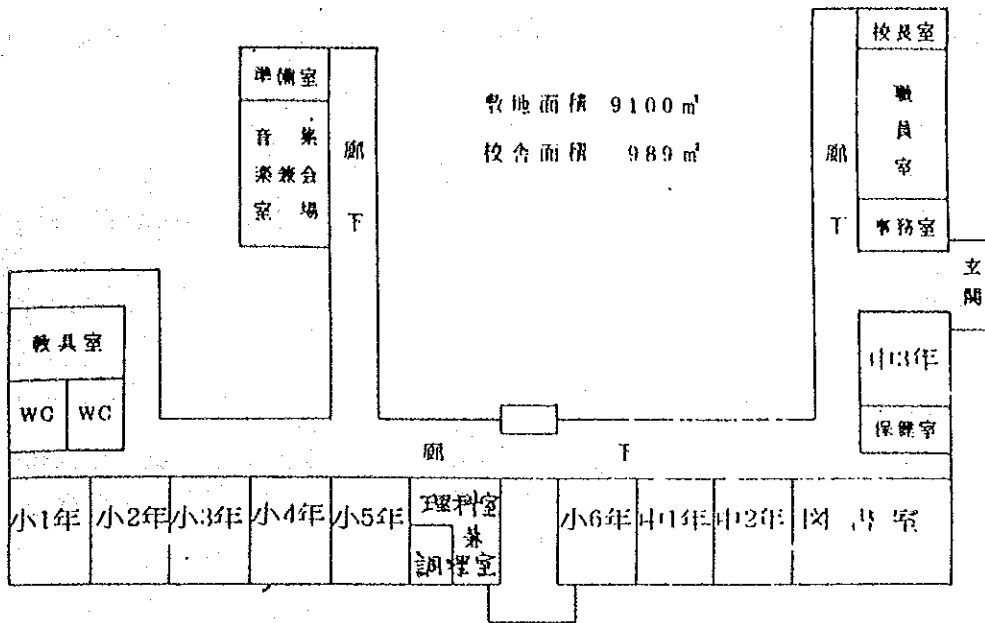
1. 学校の名称, 所在地

学校名 スラバヤ日本人学校
Sekolah Internasional Yayasan Pemeliharaan
Sekolah Jepang Surabaya

所在地 Jl. Darmo Permai Selatan 14-7 Surabaya



2. 校舎配置図



3. 沿革

(1) 開校前から設立まで

昭和49年	9月	全日制日本人学校設立を目ざして「東部ジャワ日本クラブ」発足 (会長 小林善道)
昭和51年	9月	日本語補習校始まる
昭和53年	1月	日本語補習校専任教員を日本より招へい
昭和54年	1月	昭和54年4月より全日制日本人学校設立の日本政府による認可
昭和54年	3月28日	インドネシア政府は、外国人学校として認可

(2) 日本人学校設立以後

昭和54年度	4月12日	下記教員着任
		校長 加賀 尚芳 (政府派遣教員 鹿児島)
		教諭 今野 勝三 (同 北海道)
		教諭 蒔田富士弥 (同 静岡)
		教諭 早坂千代子 (現地採用教員 山形)
	16日	日本人学校維持会規約及び学則を決定
	17日	開校式を挙げる
		第1回入学式を挙げる
	5月 9日	第1回PTA総会を開く (PTA会長に和田達氏就任)
	10日	新校舎設立準備委員会発足
	11日	東部ジャワ日本クラブ総会において新校舎を借り上げる件が決定
	26日	「テープカット」 (インドネシア政府教育文化省東部ジャワ局長他高官が多数出席)
	27日	海外子女教育振興財団 (藤本専務、越本総務課長) 学校視察
	6月14日	社会見学 (グレシック火力発電所、大松サンダル工場)
	7月 1日	第2回東部ジャワ日本クラブ大運動会
	20日	事務長の田中友子夫人帰国のため辞任
	8月29日	フोटocopierを設置
	9月 5日	インドネシア政府によるインターナショナルスクールとして正式の認可を受ける
	27日	遠足 (トレテス)

	10月12日	東部ジャワ州教育局より Drs. Sandjono 氏 学校視察
	17日	修学旅行 (19日まで、ジャカルタ)
	11月17日	海外子女教育振興財団 (水野事務局長) 学校視察
	2月 8日	モジョパイト王朝遺跡、味の素工場見学
	13日	新入児一日入学及び説明会
	29日	PTA臨時総会
	3月 1日	校章制定 (和田 章氏製作)
	2日	第一回学芸会
	14日	第1回卒業式・修了式
	25日	PTA総会
昭和55年度	4月 1日	事務員として Mohamad Arsad 氏 就任
	10日	下記教員着任 教諭 林 優 (政府派遣教員 岐阜) 教諭 蒔田幸子 (現地採用教員 静岡)
	15日	昭和55年度入学式、第1学期始業式、新任式
	17日	校歌制定 (作詩 水野富士夫、作曲 佐々治一郎)
	5月21日	社会見学 (クタイ製材工場、メイジ製薬工場)
	26日	創立記念式典
	6月 8日	新校舎へ移転 (JL. Darmo Permai Selatan)
	10日	Selamatan 式 (総領事、理事長、他 出席)
	13日	記念植樹
	23日	外務省南東アジア第二課、学校視察
	7月 4日	正面玄関に地下ポンプ掘削
	25日	小林会長寄贈の高架タンク取付、配管工事
	29日	寄贈の木材により教室用たな、掲示板の製作開始
	31日	運動場全面にわたり盲暗渠、砂入れ、土盛り等大 工事開始
	8月22日	SPIDO 寄贈による運梯、ジャングルジム及びブーゲ ンヒリア支柱 (校舎前60m) 製作工事開始
	9月 8日	TEPSCO 寄贈によるブランコ設置工事完了、砂場も 2か所設置

	9月12日	東部ジャワ州教育文化省局長学校視察
	16日	スラバラワイヤー寄贈によるプーゲンピリア支柱補助工事開始
	19日	遠足 (トレテス)
	10月 2日	新校舎竣工式
	12日	第3回東部ジャワ日本クラブ大運動会
	29日	修学旅行 (31日まで、ジャカルタ)
	31日	社会見学 (Gresik火力発電所、塩田)
	11月12日	海外子女教育振興財団 (水野局長) 学校視察
	13日	テレビ出演 (スラバヤテレビ、番組Arena Pelajar)
	29日	臨時休校 (中部ジャワに発生した暴動による安全処置上)
	12月 7日	第二回学芸会
	16日	海外子女教育誌「スラバヤ特集号」原稿発送
	27日	「インドネシア・日本友好音楽の夕べ」出演
	2月10日	「高校入学資格文部大臣指定」を受ける
	13日	文部省学校実態調査団学校視察
	18日	ジャカルタより教育文化省 (Tirtopramono氏) 学校視察
	3月 3日	南極洋調査団船「開洋丸」より「南極の氷」寄贈される
	5日	「開洋丸」見学
	14日	第2回卒業式、修了式 下記職員辞任 教諭 蒔田 幸子 (現地採用教員 退職) 同 早坂千代子 (同 退職)
昭和56年度	4月10日	下記教員着任 教諭 請地 成元 (政府派遣教員 東京) 同 請地 昭子 (現地採用教員 同) 同 浦田 和美 (同 静岡)
	15日	昭和56年度入学式、第1学期始業式、新任式
	5月25日	社会見学 (スラバヤ市内)
	26日	創立記念式典

6月10日	写生会 (スラバヤ動物園)
7月 5日	第4回東部ジャワ日本クラブ大運動会
9月 5日	海外子女教育振興財団 (松浦部長) 学校視察
6日	文部省 (小林、長田両先生) 学校視察
10日	多目的コート完成
12日	現地校 (SD) 職員交流
25日	現地校 (SD218・219) 職員交流
29日	修学旅行 (1日まで ジャカルタ)
10月13日	「青年の船」見学
17日	現地校 (SD4校) と交流
11月 8日	第三回学芸会
21日	文部省教科書調査官 (山極氏他3名) 学校視察
2月17日	新入児一日入学及び説明会
3月 5日	現地校 (SDプチャンジャジャール) との交流
6日	競歩会
13日	第3回卒業式、修了式 下記職員辞任 校長 加賀 尚芳 (政府派遣教員 退職) 教諭 今野 勝三 (同 北海道) 同 蔭田富士弥 (同 静岡)
昭和57年度	4月15日 下記職員着任 校長 東 隆和 (政府派遣教員 佐賀) 教諭 辻 智 (同 東京) 同 日下 渉 (同 宮城) 同 日下 洋子 (現地採用教員 同)
17日	昭和57年度入学式、第1学期始業式、新任式
5月19日	遠足 (トレテス)
26日	創立記念式典
6月10日	写生会 (スラバヤ動物園)
7月 4日	第5回東部ジャワ日本クラブ大運動会
9日	文教大学就職課長 (村松氏) 学校視察
17日	競歩会

- 8月10日 東京外語大 (伊藤教授) 学校視察
 20日 校舎増築のためフェンス移動工事開始
 9月14日 修学旅行 (16日まで ジャカルタ)
 25日 現地校 (SD) との交流
 10月16日 現地校 (SD) との交流
 11月 7日 第四回学芸会
 11日 文部省教員海外派遣第28団学校視察
 16日 社会見学 (味の素、モジヨパイト博物館)
 24日 山崎大使学校視察
 26日 文部省在学教育施設巡回調査班学校視察
 12月17日 現地校 (SDブラウダ) との交流
 18日 競歩会
 2月10日 水泳記録会
 17日 新入生一日入学及び説明会
 26日 競歩会
 3月 4日 PTA総会
 5日 現地校 (SDブラウダ) との交流
 8日 現地校 (SDプチャンジャジャール) との交流
 14日 第4回卒業式、修了式
 下記職員辞任
 教諭 林 優 (政府派遣教員 岐阜)
 同 辻 智 (同 東京)
 16日 校舎増築工事完成並びに記念講演会
 (講師 金田一 春彦氏)
- 昭和58年度
- 4月 9日 下記職員着任
 教諭 西 慶蔵 (政府派遣教員 鹿児島)
 同 田口 崇彦 (同 静岡)
 同 石川 修 (同 神奈川)
 18日 昭和58年度入学式、始業式、新任式
 5月13日 遠足 (トレテス)
 26日 創立記念式典
 28日 日食講演会 (講師 日江井東大教授)

- 6月 8日 現地校 (SDカリヤシン) との交流
 10日 同 の学芸会に参加
 11日 日食観察会
 13日 元企画運営委員長 佐々治氏学校視察
 17日 写生会 (スラバヤ動物園)
 21日 修学旅行 (23日まで パリ島)
 7月 1日 元日本海軍慰霊団学校視察
 2日 競歩会
 20日 PTA主催キャンプ (21日まで)
 9月 4日 スラバヤ動物園67周年記念式典参加
 16日 加賀前校長来校 ・ 国際対校リレー参加
 25日 第6回東部ジャワ日本クラブ大運動会
 10月15日 現地校 (SD) との交流
 11月 6日 第五回学芸会
 11日 PTA総会
 18日 社会見学 (大塚製薬、イースタンテックス)
 12月 5日 巡回医師団による健康相談
 10日 持久走大会
 16日 現地校 (SD) との交流
 23日 もちつき大会
 1月 4日 書き初め大会
 21日 現地校 (SD) との交流
 31日 植樹 (実のなる木)
 2月 4日 現地校 (SD) との交流
 7日 水泳記録会
 16日 SISとの職員交流
 17日 新入児一日入学及び説明会
 25日 持久走大会
 3月14日 第5回卒業式、修了式
 下記職員辞任
 教諭 請地 成元 (政府派遣教員 東京)
 同 請地 昭子 (現地採用教員 同)
 同 浦田 和美 (同 静岡)

昭和59年度	4月11日	下記職員着任 教諭 川鍋 利彦 (政府派遣教員 神奈川) 同 石井 正宏 (現地採用教員 東京) 同 阪本 道子 (同 島根)
	17日	昭和59年度入学式、第1学期始業式、新任式
	5月26日	創立記念式典
	29日	遠足 (1～4年 トレテス、5年以上モジョケルト)
	6月19日	修学旅行 (21日まで ジャカルタ)
	7月16日	外務省アジア局長 (橋本 宏氏) 学校視察
	24日	中学部交流
	25日	小学部交流
	28日	持久走大会
	8月26日	駐車場工事完了
	9月 8日	渡辺美智雄代議士学校視察
	11日	インドネシア文化省 (サロウジア氏) 学校視察
	23日	第7回東部ジャワ日本クラブ大運動会
	10月20日	現地校 (SD) との交流
	27日	現地校 (SMP. Dr. Sutomo No. 3) との交流
	30日	社会見学 (JVC、味の素、ペトロキミア、インドスプリング)
	11月 5日	海外子女教育振興維持財団 (水野常務理事) 学校視察
	11日	第六回学芸会
	14日	巡回医師団による健康診断
	12月 9日	PTA総会
	12日	SISとの交流
	21日	持久足大会、もちつき大会 (現地校 SMP NO. 1・2 SD クタハン2. SD プラウダ)
	24日	下記教員辞任 教諭 日下 洋子 (現地採用教員 宮 城)
	1月 4日	書き初め大会
	26日	IKIPとの交流
	31日	インドネシア教育省国際学術局長、学校視察
	2月 2日	水泳記録会

	2月16日	持久走大会
	22日	新入児一日入学及び説明会
	3月14日	第6回卒業式、修了式
		下記教員辞任
		校長 東 隆和 (政府派遣教員 佐 賀)
		教諭 日下 渉 (同 宮 城)
昭和60年度	4月11日	下記教員着任
		校長 小倉 誠 (政府派遣教員 岐 阜)
		教諭 水落 龍彦 (同 福 岡)
		同 野口 芳樹 (同 京 都)
	17日	昭和60年度入学式、第1学期始業式、新任式
	26日	PTA総会
	5月26日	創立記念式典
	6月 5日	IKIPとの交流
	25日	修学旅行 (27日まで バリ島)
	26日	遠足 (ラワン植物園)
	7月27日	持久走大会 (現地校との交流)
	9月20日	シャワー室工事完了
	29日	第8回東部ジャワ日本クラブ大運動会
	10月25日	SISとの交流
	30日	社会見学 (グレシック火力発電所、サロシパス他)
	11月10日	第七回学芸会
	11日	巡回医師団による健康診断
	12月10日	交流 (持久走大会、文化交流、
	20日	現地校 (SMP No. 3、SD) との交流
	21日	もちつき大会
	1月 4日	書き初め大会
	2月 4日	水泳記録会
	2月15日	持久走大会
	2月21日	新入児一日入学及び説明会
	3月 5日	SISとの交流

	3月14日	第7回卒業式及び修了式 下記教員辞任 教諭 西 慶蔵 (政府派遣教員 鹿児島) 同 田口 崇彦 (同 静岡) 同 石川 修 (同 神奈川)
昭和61年度	4月10日	下記教員着任 教諭 森本 昭憲 (政府派遣教員 奈良) 同 西村 正寛 (同 千葉) 同 鈴木 晴夫 (同 神奈川)
	17日	昭和61年度入学式、第1学期始業式、新任式
	24日	月触観察会
	26日	PTA総会
	5月26日	創立記念式典
	6月24日	修学旅行 (26日まで ジョクジャカルタ、ソロ)
	25日	遠足 (トレテス)
	7月19日	持久走大会
	30日	現地校 (SDドクトルストモ、SMP No. 3) との交流
	31日	宿泊訓練 (8月1日まで) 校庭フェンス補修工事完了
	9月28日	第9回東部ジャワ日本クラブ大運動会
	10月 7日	SISとの交流
	31日	社会見学 (クルブックせんべい工場、JVC、イースタ ンテックス)
	11月 9日	第八回学芸会
	12月20日	持久走大会 (現地校SD DUKUK KUPANG IV) もちつき大会
	1月22日	中央玄関改修工事完了
	2月18日	現地校 (SD ドクトルストモ、SMP No. 10) との 合同授業
	21日	持久走大会
	24日	職員国際交流 (アルファラ校)

2月25日 新入児一日入学及び説明会
水泳記録会

3月 2日 第3回クラブ発表会

14日 第8回卒業式及び修了式

下記教員辞任

教諭 川鍋 利彦 (政府派遣教員 神奈川)

同 石井 正宏 現地採用教員 東京)

同 阪本 道子 (同 島根)

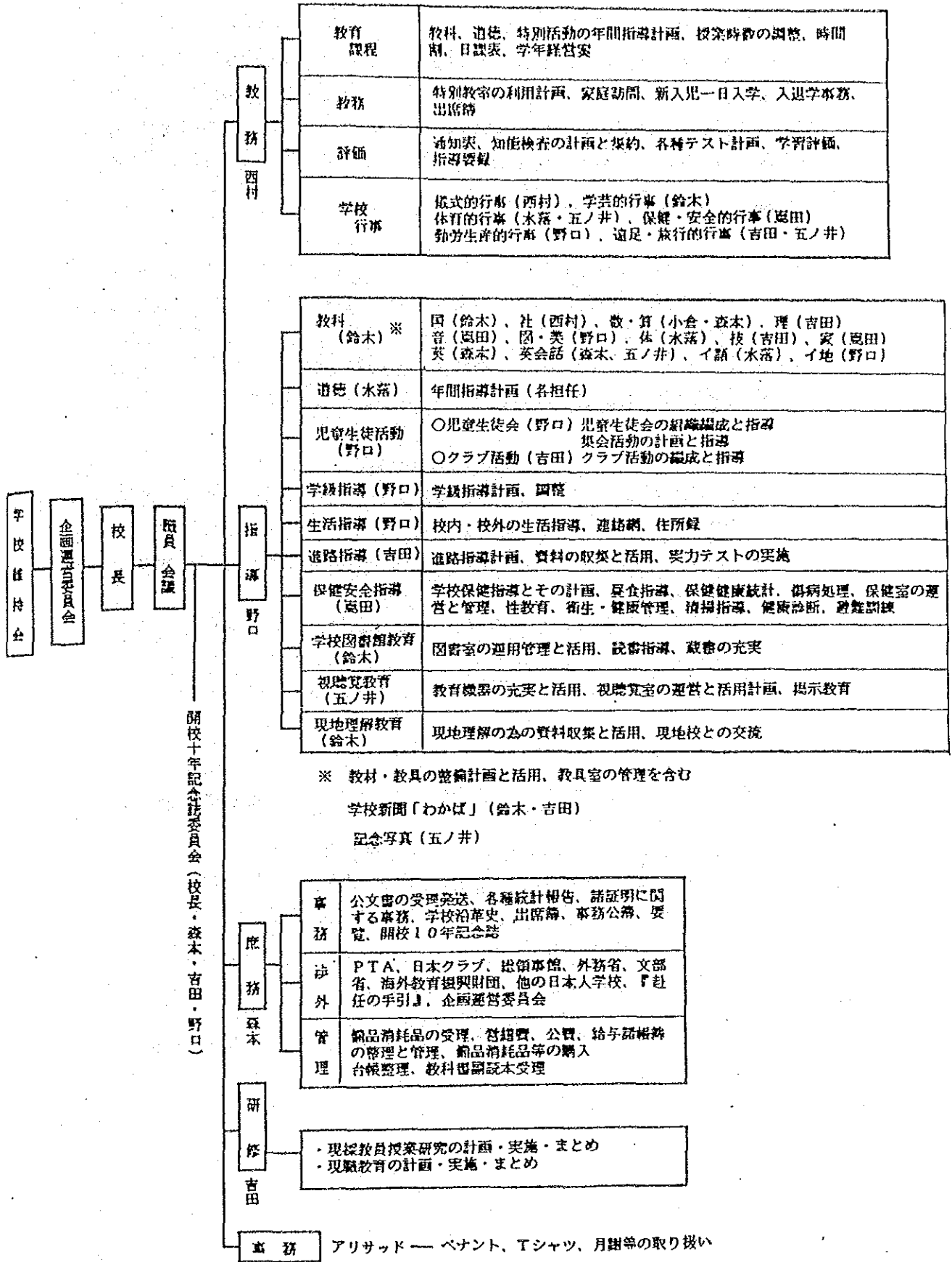
4 職員一覽

職名	氏名	担任・校務分掌	担当教科	任期
校長	小倉 誠		中学部 数学	S60. 4~63. 3
教諭	森本 昭 憲	中1年 庶務	中学部 英語	S61. 4~64. 3
教諭	西村 正 寛	小5年 教務	中学部 社会	S61. 4~64. 3
教諭	吉田 正 二	中2・3年 研修	中学部 理科	S62. 4~65. 3
教諭	水落 龍 彦	小1年 教務	中学部 体育	S60. 4~63. 3
教諭	野口 芳 樹	小2年 指導	中学部 美術	S60. 4~63. 3
教諭	鈴木 晴 夫	小6年 指導	中学部 国語	S61. 4~64. 3
教諭	五ノ井 直人	小4年 指導	中学部	S62. 4~65. 3
教諭	鳥田 郷 子	小3年 指導	中学部 音楽	S62. 4~65. 3
講師	Soeparno		英 会 話	S58. 4~
講師	Hamid		イ 会 話	S60. 4~
講師	Ramadiana		イ 会 話	S61. 4~
講師	Mujavanah		イ 会 話	S61. 4~
事務	M. Arsad			S55. 4~
事務	Sri. Astuti			S54.10~
用務	Moelyono			S54. 4~
用務	Pramono			S56. 9~
用務	Akhir			S59. 4~
用務	Maimunah			S61. 9~
夜警	D. Hardjo			S58. 4~
夜警	A. Iftah			S58.11~
夜警	Riyono			S56. 4~

5 児童・生徒数 (昭和62年5月1日現在)

学年 性別	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	計
男	5	8	0	3	4	3	2	3	0	28
女	2	1	5	6	5	4	2	3	2	30
計	7	9	5	9	9	7	4	6	2	58

昭和62年度学校運営組織



Ⅱ 学 校 経 営

本校は学校教育法施行規則第63条により、文部大臣の認定を受けた海外教育施設として、スラバヤ市内及び近郊に在住する日本子女に対し、インドネシア共和国ならびにスラバヤ市の実情をふまえて、日本国教育関係諸法規に準拠した教育課程のもとに、初等中等普通教育を施することを目的とする。

1. 経 営 の 方 針

本校の歴史と伝統の中に培われた教育方針を継承し、更に発展と充実を期すために、教育内容、方法の工夫と改善を図り、児童・生徒の能力を高めると共に、海外校としての特色を生かし、広い視野と国際感覚を身につけた日本人の育成をめざす。そのために、教職員相互の連帯感の上にたった相互理解と信頼を基盤に、生き生きした教育活動を展開し、父母、関係機関の信託に応えたい。

- 1) 人間関係を大切にし、お互いの信頼感を深める。
- 2) 基本的なことがらに関しては、共通理解の過程を大切にし、指導の方向づけについては、同一の視点にたつ。
- 3) 出会い、触れ合いを大切にし、児童・生徒と接するあらゆる場を教育の機会として活かす。
- 4) 過去に培われてきた伝統を尊重しながらも、よりよいものを求めようとする姿勢をもつ。
- 5) 役割分担を明確にして、校務運営の効率化をはかる。

2. 教 育 目 標

豊かで調和のとれた人間性と、国際感覚を身につけた心身ともに健康な児童・生徒を育成する。

- 1) 礼儀正しく、思いやりのある子
- 2) よく考え、進んで勉強や運動に励む子
- 3) ねばり強く、最後までやりぬく子

3. 教育目標を達成するための基本方針

- 1) 生活を明るく豊かにする知性と豊かな情操を養うよう努めるとともに、

日本人として望ましい基本的行動様式を身につけさせる。

- 2) /時間/時間の授業を大切に、基礎学力の充実に努め、児童・生徒の持つ能力を最大限に発揮させる。
- 3) 日本と異なる環境にたえ得るたくましい体力と気力を持った児童・生徒の育成に努める。
- 4) 正しい人間理解と人間尊重の立場に立って、視野の広い国際感覚を身につけた児童・生徒の育成に努める。
- 5) うるおいのある学校環境づくりに努める。

4. 本年度の重点

- 1) 調和のとれた教育課程を設定し、指導の充実をはかる。
 - ・教科、道徳、特別活動の関連と調和、および現地素材を生かした指導計画の整備・改善。
 - ・小・中学部の特色ある運営と改善。
 - ・複式、複々式指導の工夫。
- 2) 確かな学力を身につけさせる。
 - ・基盤となる学級経営の充実。
 - ・指導法の工夫、改善による生き生きした授業。
- 3) 発達段階にふさわしい生活態度の育成をめざす。
 - ・活動的で、けじめのある学校生活。
 - ・集会指導の工夫による連帯感・一体感の醸成と情操の陶冶をめざす特別活動の工夫。
- 4) 国際感覚の育成と道徳心の向上に努める。
 - ・国際交流学習・活動の充実。
 - ・学校教育のさまざまな場を通して人間尊重の意識を育てる。
- 5) 教育環境の整備と充実をはかる。
 - ・施設・設備の整備と点検。
 - ・施設・設備の有効な活用。
- 6) 職員研修の充実をはかる。
 - ・インドネシア理解を深めるための教材開発、研修
 - ・海外校の特性を生かした教職研修の工夫。

5 日 課 表

7:30	—	7:40	朝学習 (職員打合せ)
7:40	—	7:45	朝の会
7:50	—	8:35	1校時
8:45	—	9:30	2校時
9:35	—	10:10	業間活動
10:15	—	11:00	3校時
11:10	—	11:55	4校時
12:00	—	12:40	昼食・昼休み
12:45	—	13:00	清掃
13:05	—	13:50	5校時
14:00	—	14:45	6校時
14:50	—	15:00	帰りの会
		15:00	下校

6 週 授 業 時 数

学年	教科等	国	社	算・数	理	音	図・美	体・保	家・技	英	道	特	イ地理	イ語	英語会	総時数
		小	1	8	2	4	2	2	2	3			1	1		1
2	8	2	5	2	2	2	3				1	1		1	2	29
3	8	3	5	3	2	2	3				1	1	1	1	3	33
4	8	3	5	3	2	2	3				1	2	1	1	3	34
5	6	3	5	3	2	2	3	2			1	2	1	1	3	34
6	6	3	5	3	2	2	3	2			1	2	1	1	3	34
中	1	5	4	3	3	2	2	3	2	3	1	2	1	1	2	34
2	4	4	4	3	2	2	3	2	3	3	1	2	1	1	2	34
3	4	3	4	4	4	1	1	3	3	4	1	2	1	1	2	34

※ イ語 | インドネシア語
イ地理 | インドネシア地理

7 クラブ及び業間活動

1. クラブ

(1) ねらい

学年の枠を越え、運動的、文化的、生産的な活動を通し自主的活動を養うとともに、自己の趣味、特技を生かし、余暇の善用をはかる。

(2) 組織

小4以上の児童生徒全員の参加をもって組織し、前期（乾季）はソフトボール、バスケットボール、卓球とし、後期（雨季）は文化的、生産的クラブとする。職員は全員これにあたる。

(3) 指導者

ソフトボール----- 4名

バスケットボール----- 3名

卓球----- 2名

文化的、生産的クラブ----- 職員全員でそれぞれ指導する。

2. 業間活動

(1) ねらい

下に定める様々な活動をすることによって、学校生活をより意欲あるものと、楽しいものとするとともに、創造性や自主的態度を養う。

体力づくりについては、瞬発力、持久力、柔軟性、巧み性を養う運動を計画し実施している。

(2) 時間

毎日 9:35~10:10の35分間とする

(3) 活動

	第一	第二	第三	第四
月	朝礼	集会活動	朝礼	集会活動
火				
水	— 体	— 力	— づ	— くり
木				
金				
土	生徒会集会	学級	委員会	クイズタイム

1	水	学年始休業	金	授業参観	月	水	土	箱根通信線 (30L・87)	火	始業式	1	木	⑤	月	火	水	火	土	金	土	月	火	1	火
2	木		土		火	木	⑤		水		2	金			水	木	水	水	金	土	火	水	2	水
3	金		⑤	歯牙検査	水	金	月		木	始業式	3	土			木	金	木	金	土	月	水	木	3	木
4	土		月	尿検査	火	土	火		水	身体測定	4	⑤			水	土	火	土	金	月	木	水	4	金
5	⑤		火		水	土	水	バス祭	金	金	5	月			木	火	土	土	月	火	金	木	5	土
6	月		水	中間テスト中	金	⑤	木		土	土	6	火			金	土	金	⑤	月	火	土	水	6	⑤
7	火		木		土	火	金		月	月	7	水			土	火	土	月	火	土	⑤	木	7	月
8	水		金	家庭訪問	月	水	土	夏	火	火	8	木			土	水	火	火	土	月	金	火	8	火
9	木		土		火	木	⑤	春	水	水	9	金			土	木	水	水	土	火	土	火	9	水
10	金		⑤		水	金	月	休	木	木	10	土			土	金	火	火	⑤	月	水	火	10	木
11	土		月		火	土	火	祭	金	金	11	⑤			水	土	土	土	月	火	木	水	11	金
12	⑤		火		水	⑤	水	祭	土	土	12	月			木	金	土	土	火	金	金	木	12	土
13	月		水		木	月	木	祭	金	月	13	火			土	土	土	土	土	土	土	金	13	土
14	火		木		火	火	金		土	月	14	水			土	土	土	土	土	土	土	土	14	⑤
15	水		金		水	水	土		月	火	15	木			土	土	土	土	土	土	土	土	15	月
16	⑤		土		木	木	⑤		火	火	16	金			土	土	土	土	土	土	土	土	16	火
17	月		⑤		火	火	月		水	水	17	土			土	土	土	土	土	土	土	土	17	水
18	火		月		水	土	火		木	木	18	⑤			土	土	土	土	土	土	土	土	18	木
19	水		火		木	金	土		金	金	19	月			土	土	土	土	土	土	土	土	19	金
20	⑤		土		火	土	⑤		土	土	20	火			土	土	土	土	土	土	土	土	20	土
21	月		⑤		水	月	月		月	月	21	水			土	土	土	土	土	土	土	土	21	月
22	火		月		木	火	火		金	火	22	木			土	土	土	土	土	土	土	土	22	火
23	水		火		金	土	⑤		土	水	23	金			土	土	土	土	土	土	土	土	23	水
24	木		土		土	月	月		月	水	24	土			土	土	土	土	土	土	土	土	24	木
25	金		⑤		火	火	火		火	木	25	⑤			土	土	土	土	土	土	土	土	25	金
26	土		月		水	土	土		土	金	26	月			土	土	土	土	土	土	土	土	26	土
27	⑤		火		木	金	⑤		土	土	27	火			土	土	土	土	土	土	土	土	27	⑤
28	月		土		火	土	月		月	月	28	水			土	土	土	土	土	土	土	土	28	月
29	火		⑤		水	火	火		火	火	29	木			土	土	土	土	土	土	土	土	29	火
30	水		月		木	土	土		土	土	30	金			土	土	土	土	土	土	土	土	30	水
31	⑤		火		金	⑤	月		土	土	31	土			土	土	土	土	土	土	土	土	31	⑤

Ⅲ 学 校 維 持 会・企 画 運 営 委 員 会・P T A

1 学 校 維 持 会・企 画 運 営 委 員 会

学 校 維 持 会

理 事 長	新 垣 清 松	(東 電 設 計)
会 計 理 事	小 池 俊 一	(ス ピ ン ド)
監 事	内 藤 和 久	(総 領 事 館)
監 事	山 田 利 明	(ア ル キ)
理 事	3 1 名	

企 画 運 営 委 員 会

運 営 委 員 長	西 山 勝 昭	(住 友 商 事)
委 員	鶴 沢 敏 夫	(サ ロ ン バ ス)
	内 藤 和 久	(総 領 事 館)
	渡 辺 敬 三	(ベ ト ロ ニ カ)
	小 池 俊 一	(ス ピ ン ド)
	小 倉 誠	(日 本 人 学 校)
	森 本 昭 憲	(日 本 人 学 校)
	山 田 伸 枝	(主 婦)
	大 塚 麗 子	(主 婦)
	平 田 昌 之	(味 の 素)

2. スラバヤ日本人学校学則及び資料

第1章 総則

(名称)

第1条 本学則は、スラバヤ日本人学校学則と称する。

(目的)

第2条 本学則は、スラバヤ日本人学校（以下「日本人学校」という）の教育に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 編制

(教育内容)

第3条 日本人学校においては、児童に対する初等普通教育、生徒に対する中等普通教育を行う。

(小・中学部)

第4条 前条の児童に対する初等普通教育の課程を小学部、生徒に対する中等普通教育の課程を中学部という。

(修業年限)

第5条 日本人学校各部の修業年限は、小学部にあつては6年、中学部にあつては3年とする。

(収容定員)

第6条 日本人学校の収容定員は、スラバヤ日本人学校維持会（以下「維持会」という）が定める。

(学級編制)

第7条 日本人学校の学級は、同学年の児童・生徒で編制する。ただし、校長が特に認める場合は、これによらないことができる。

(学級数)

第8条 各学年の学級数は、維持会がこれを定める。1学級の児童・生徒の数の基準は、別表1のとおりとする。

(編制者)

第9条 学級編制は、校長がこれを定める。

第3章 教育課程

(教育課程)

第10条 1. 小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科並びに道徳、特別活動、インドネシア地理、イ

インドネシア語及び英会話によって編制する。

2. 中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭及び英語の各教科並びに道徳、特別活動、インドネシア地理、インドネシア語及び英会話によって編制する。

(授業時数)

- 第11条
1. 小学部の各学年における各教科、道徳、特別活動、インドネシア地理、インドネシア語及び英会話の授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表2に定める授業時数を標準とする。
 2. 中学部の各学年における各教科、道徳、特別活動、インドネシア地理、インドネシア語及び英会話の授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表3に定める授業時数を標準とする。

(教育課程準拠)

- 第12条
1. 小学部の教育課程については、日本国文部大臣が別に公示した小学校学習指導要領によるものとし、同要領に定めのない場合は、校長が別途これを定める。
 2. 中学部の教育課程については、日本国文部大臣が別に公示した中学校学習指導要領によるものとし、同要領に定めのない場合は、校長が別途これを定める。

(虚弱生の取り扱い)

- 第13条
- 児童又は生徒が心身の状況によって履習することが困難な教科は、その児童又は生徒の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(教科書給与)

- 第14条
- 校長は、日本国政府から無償で給与された教科用図書、児童及び生徒に給与するものとする。

(副教材使用)

- 第15条
1. 校長は、教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切と認めたものについては、これを使用することができる。
 2. 前項の図書その他の教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

第4章 学習の評価、課程の修了及び卒業

(評価基準)

- 第16条
- 児童又は生徒の学習の評価については、学習指導要領に示されている各教科の目標を基準として、校長がこれを定める。

(修了、卒業の判定)

第17条 小学部又は中学部の各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては児童又は生徒の成績を評価して判定する。

(卒業証書授与)

第18条 校長は、小学部又は中学部の全課程を終了したと認めた児童・生徒には修了証書又は卒業証書を授与する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年の始期、終期)

第19条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期区分)

第20条 学期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで。

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで。

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで。

(週授業時数、始・終業時刻)

第21条 各学年及び週当りの授業時数並びに始・終業の時刻は、校長がこれを定める。

(休業日)

第22条 1. 授業を行わない日(以下「休業日」という)は次に掲げるとおりとする。

(1) 日本国民の祝日

(2) インドネシア国民の祝日

(3) 日曜日

(4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで。

(5) 夏期休業日 8月1日から8月31日まで。

(6) 年末年始休業日 12月25日から1月3日まで。

(7) 学年末休業日 3月5日から3月31日まで。

2. 校長は、前項第1号から第7号まで掲げる休業日について、同項の規定により難しい事情がある時は、これを変更することができる。

(臨時休業)

第23条 非常変災、伝染病、その他緊急の事情があるときは、校長は臨時に授業の中止または、休業を決定することができる。

第6章 教職員

(職員構成)

- 第24条 1. 日本人学校に、校長/人、教頭/人、教諭若干人及び講師若干人（以下「教員」という）並びに事務長/人、事務職員若干人を置く。
2. 校長は、校務を統括し、所属職員を監督する。
 3. 教頭は、校長を補佐し、校長に事故のあるときはその職務を代行する
 4. 教諭は、児童、生徒の教育を行う。
 5. 講師は、教諭に準ずる職務を行う。
 6. 事務長は、事務を統括する。
 7. 事務職員は、事務長の指示により事務を行う。

(教職員の任免)

- 第25条 教員、事務長、事務職員（以下「教職員」という）は、維持会が任免する。ただし、日本国政府派遣教員は、この限りでない。

(学級担任)

- 第26条 各学級毎に担任教諭を置く。

(保健主任)

- 第27条 1. 日本人学校に保健主任を置く。
2. 保健主任は、教諭をもってこれにあてる。
 3. 保健主任は、校長の監督を受け、日本人学校における健康に関する事項の管理にあたる。

(職員会議)

- 第28条 1. 校長は、校務処理上必要と認める事項について諮問するため、職員会議を置くものとする。
2. 職員会議は、校長、教頭、教諭及び事務長をもって組織し、校長がこれを召集する。

(待遇・採用)

- 第29条 教職員（日本国政府派遣教員を除く）の服務、待遇及び採用に関する事項については別にこれを定める。

第7章 管理

第1節 財産管理

- 第30条 1. 校長は、日本人学校の施設及び設備の管理を統括し、その整備に努め、且つその現行状況を明らかにしなければならない。
2. 教職員は、校長の定めるところにより、施設及び設備の管理を分担しなければならない。

第31条 校長は、日本人学校の施設又は設備が亡失又は重損したときは、すみやかに維持会理事長（以下「理事長」という）に報告し、その指示を受けなければならない。

第32条 1. 校長は、毎学年度の始めにおいて、日本人学校の防災及び警備の計画を作成しなければならない。

2. 教職員は、校長の定めるところにより、日本人学校の防災及び警備の任務を分担しなければならない。

第33条 校長は、理事長の承認を得て、日本人学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

第2節 運営管理

第34条 校長は、修学旅行、遠足、水泳、社会見学その他これに準ずる校外における教育活動の実施にあたっては、その計画書をあらかじめ理事長に報告しなければならない。

第35条 1. 校長は、通学时又は教育課程の実施等にあたり事故が発生した時は、すみやかに応急処置をとるとともに、必要に応じて理事長に報告しなければならない。

2. 前項の場合、事故の補償に関しては、何人も維持会の決定に従わなければならない。

第3節 事務処理

第36条 1. 校長は、日本人学校に就学する児童及び生徒の指導要録を作成しなければならない。

2. 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、当該児童又は生徒の指導要録の抄本を作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3. 校長は、児童又は生徒が転学した場合においては、当該児童又は生徒の転学に必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

第37条 校長は、日本人学校に就学する児童及び生徒の出席簿を作成しなければならない。

第38条 1. 日本人学校に備える表簿は、次の各号に掲げるとおりとし、校長がこれを管理する。

(1) 学校に関係ある法令

(2) 学則、日課表、教科書用図書配布表及び学校日誌

(3) 教職員の名簿、新旧教職員の履歴書綴り 辞令公付簿、出勤簿、並

びに担当学級、担任の教科又は科目及び時間表

- (4) 指導要録、その写し及び抄本、卒業証書授与台帳、出席簿、及び健康診断に関する表簿
 - (5) 資産原簿、出納簿及び経費の予算、決算についての帳簿、並びに図書、機械・器具、標本、模型等の教具の目録
 - (6) 往復文書処理簿及び諸願書、届書等綴り
 - (7) 児童・生徒及び保護者の名簿
 - (8) 給与簿
 - (9) 学校沿革誌
 - (10) 学校要覧
 - (11) 勤務関係申請、命令、承認簿。
2. 前項の表簿は、学校沿革史（旧教職員履歴書綴り）、辞令公付簿、卒業証書授与台帳及び資産原簿にあっては永年、指導要録及びその写しにあっては20年間、（抄本は在学期間）その他の表簿にあっては5年間、これを保存しなければならない。

第4節 教職員管理

- 第39条 1. 教職員（校長を除く）の休暇は、校長が承認する。
2. 校長の休暇は、理事長に届け出なければならない。
- 第40条 1. 教職員（校長を除く）が休暇を利用して東部ジャワ州から離れる時は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。
2. 校長が休暇を利用して東部ジャワを離れる時は、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。
- 第41条 1. 教職員（校長を除く）の出張は、校長が命令する。
2. 校長の出張は、あらかじめ理事長に届け出て、承認を受けなければならない。
- 第42条 教職員が転任、休職、退職等を命ぜられた時は、すみやかに担任の事務及び保管の文書物品を後任者又は校長が指定した者に引継がなければならない。ただし、校長にあっては、引継書（写）を理事長に提出するものとする。

第8章 入学、退学、転学及び休学

(就学)

- 第43条 日本国籍を有する者であって、スラバヤ市又はその周辺に一時的に滞在する保護者（以下「保護者」という）は、子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満7歳に達した日の属する学年

属する学年の終わりまでこれを小学部に就学させることができる。

2. 保護者は、子女の小学部又は小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満75歳に達した日の属する学年の終わりまでこれを中学部に就学させることができる。

(就学の手続き)

第44条 1. 日本人学校に就学を希望する児童・生徒の保護者は 願書に下記の書類を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 指導要録写
- (3) 健康診断書
- (4) 歯牙検査票
- (5) その他転出校の発行する書類

2. 前項の規定する様式は、別記様式1のとおりとする。

(就学の許可)

第45条 校長は願書を審査の上、第43条に規定する就学資格を有すると認定した場合には、入学を許可するものとする。

(入学金、授業料、学校債券)

- 第46条 1. 就学を許可された者は、許可の日から10日以内に誓約書に添えて入学金を納め、学校債券を購入しなければならない。
2. 前項の規定を遵守しない者は、就学許可を取消す。
 3. 受理した入学金は、返還しない。学校債券は転退学時に返還する。
 4. 誓約書の様式は、別記様式2のとおりとする。
 5. 入学金、授業料、学校債券については別に定める。

(休学、退学)

第47条 児童又は生徒が休学又は退学をしようとする時は、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第48条 校長は、伝染病にかかり、若しくはその恐れのある児童・生徒に、登校停止を命ずることができる。

(除籍)

第49条 次に掲げる場合には、校長の申請により理事長が除籍する。

- (1) 疾病やその他の事故により、成業の見込みがない場合。
- (2) 授業料納付の義務を怠る場合。
- (3) 故なく誓約書の条項に違反した場合。

(懲戒)

第50条 1. 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童及び生徒に懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は次のとおりとする。

(1) しっ責

(2) 訓戒

第9章 授業料の徴収

(授業料)

第51条 1. 授業料は、毎月月初めに納めなければならない。なお、授業日数が零又は / か月に満たない場合も、これを / か月と見なす。ただしスクーリングによる出席の場合は別に定める。

2. 徴収した授業料は返還しない。

(授業料の免除)

第52条 休学中は授業料を免除する。

付則

この学則は、スラバヤ日本人学校がインドネシア共和国における外国人学校の設立及び運営に関するインドネシア共和国外務大臣、大蔵大臣及び文部大臣共同決定に基づく国際学校として許可された日（昭和54年3月28日）から施行する

別表1

1学級あたりの教の基準	小学部	20人
	中学部	20人

入 学 願 書

昭和 年 月 日

スラバヤ日本人学校長 殿

ふりがな 児童・生徒名			
種別 パスポート№	MA	B	ME
生 年 月 日	昭和 年 月 日		
保 護 者 氏 名			ふりがな 配偶者名
種別 パスポート№	MA	B	ME
種別 パスポート№	MA	B	ME
滞在許可地			
現 住 所	Tel		
勤 務 先	Tel		
日 本 で の 勤 務 先			

貴校 小 学部 年に入学させたいので許可をお願い
いたします。

* 保護者署名

(入学前の略歴)

学校名

都 道
府 県

区
市 立
町

小 学 校
中

誓 約 書

スラバヤ 日本人学校

校長 殿

貴校の教育方針に則り、学校規則に従うことを
誓います。

昭和 年 月 日

生徒名

生年月日 昭和 年 月 日

学年 小 学 部 年

現住所

保護者氏名

署名

別表2

区 分	学 年	小 学 部					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
国 語		272	280	280	280	210	210
社 会		68	70	105	105	105	105
算 数		136	175	175	175	175	175
理 科		68	70	105	105	105	105
音 楽		68	70	70	70	70	70
図 画 工 作		68	70	70	70	70	70
家 庭						70	70
体 育		102	105	105	105	105	105
道 徳		34	35	35	35	35	35
特 別 活 動		34	35	35	70	70	70
インドネシア地理					35	35	35
インドネシア語		34	35	35	35	35	35
英 会 話		68	70	105	105	105	105
総 授 業 時 数		986	1015	1120	1190	1190	1190

区 分	学 年	中 学 部		
		1 年	2 年	3 年
国 語		175	140	140
社 会		140	140	105
数 学		105	140	140
理 科		105	105	140
音 楽		70	70	35
美 術		70	70	35
保 健 体 育		105	105	105
技 術 家 庭		70	70	105
英 語		105	105	140
道 徳		35	35	35
特 別 活 動		70	70	70
インドネシア地理		35	35	35
インドネシア語		35	35	35
英 会 話		70	70	70
総 授 業 時 数		1190	1190	1190

備 考 この表の授業時数の1単位は45分とする。

3 昭和62年度 スラバヤ日本人学校 収支予算

収入の部 (単位RP)		支出の部 (単位RP)	
項	目	項	目
国庫補助金		校舎借料	61,380,000
校舎借料	34,815,000	人件費	75,057,000
講師謝金	17,226,000	研修費	800,000
		職員医療費	550,000
日本クラブ補助金	8,000,000	旅費交通費	5,000,000
		一般備品費	1,500,000
維持会基金	9,000,000	教材備品費	3,500,000
		施設費	12,000,000
印刷費補助金	1,200,000	営繕費	5,000,000
		図書費	6,000,000
入学金	8,400,000	新聞費	3,600,000
		印刷費	2,400,000
学校債券	3,500,000	会議費	350,000
		電話通信費	750,000
授業料	93,060,000	水道光熱費	2,500,000
		火災保険費	500,000
企業教育負担金	26,235,000	行事費	1,500,000
		保健費	700,000
		消耗品費	1,500,000
		通関費	2,000,000
		雑費	1,225,000
		予備費	2,124,000
		学債返還金	9,000,000
計	201,436,000	計	201,436,000

4. スラバヤ日本人学校 P T A 会 則

第1章 会の名称と目的

第1条 この会は、スラバヤ日本人学校父母と教師の会（P T A）と呼称します。（以下「会」という）

第2条 この会は、父母と先生が協力して、子ども達の幸福な成長を図ることを目的とします。

第2章 会の活動と方針

第3条 この会は、次のことを目的として活動します。

- (1) 父母と教師は協力してスラバヤ日本人学校の発展に努める。
- (2) 民主教育についての理解を深め、これをおし進める。
- (3) 物心両面において、よい教育環境をつくるように努める。
- (4) インドネシア社会との協調に努める。
- (5) 公費による教育費を充実することに努める。
- (6) 帰国後の子ども達の適応について配慮する。
- (7) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。

第4条 この会は、教育のための自主的な民主団体として、次の方針に従って活動します。

- (1) 特定の思想、宗教にかたよらない。
- (2) ほかの団体の支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 営利だけを目的とする行為はしない。
- (4) 学校の人事、教育内容には干渉しない。
- (5) 広く教育、福祉、文化のために活動する団体や機関と協力し合う。

第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次によって構成されます。

- (1) スラバヤ日本人学校に在籍する子どもの父母又はこれに代わる人
- (2) スラバヤ日本人学校の教師
- (3) スラバヤ日本人学校の発展のために熱意ある上記以外の日本

人

- 第6条 この会は、年度途中よりの新規会員の入会を認めます。新規女性会員は3委員長の協議によりいずれかの委員会に編入されます。
- 第7条 会員はすべて平等に会費を分担し、月額世帯あたりRP2,500(年額RP30,000)とします。
- 第8条 会員は、全て平等の権利と義務を持ちます。

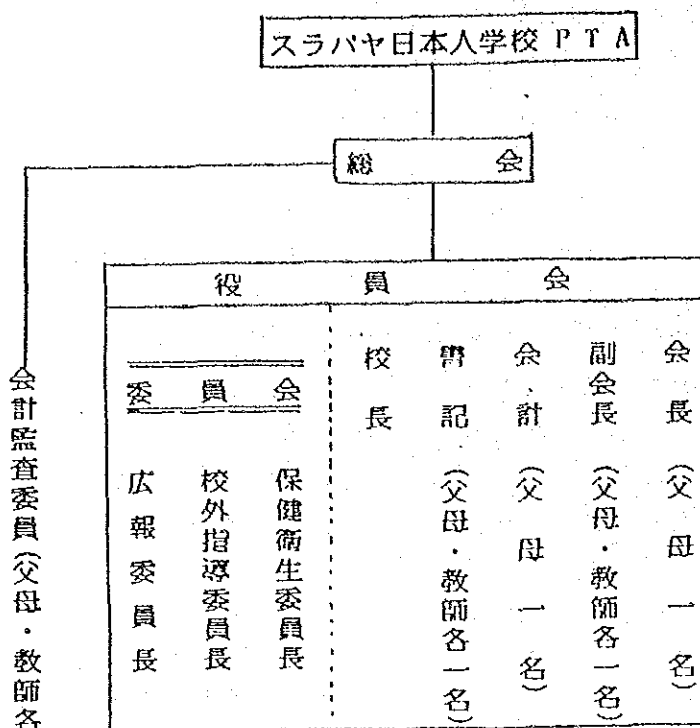
第4章 経 理

- 第9条 この会の活動に必要な経費は会費でまかないます。
- (1) ただし、この会の目的にかなった事業、その他の収入、寄付金も加えることができます。
- (2) 上記の場合には、役員会の承認が必要です。
- 第10条 会費の額を決定または変更する時は総会で決めます。
- 第11条 この会の経理は、総会で承認された予算によって行われます。
- 第12条 この会の財産は、この会の目的のため以外には使えません。また、第4章第9条の収入以外に一般会員から寄付金その他を集める時は、総会の決定が必要です。
- 第13条 この会の決算は、会計監査を受けた後、総会に報告され、承認を得ます。
- 第14条 年度末決算によって剰余金が生じた時は、役員会でその用途を決め、総会に報告する。
- 第15条 予算案、決算報告書は、総会当日の3日前までに全会員に配布されます。
- 第16条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第5章 会の組織

この会の構成は次のとおりとします。(次ページ)

スラバヤ日本人学校PTA組織



PTA会 長	鶴澤 徹夫 (PT. SALONPAS)
副会長	渡辺 敬三 (PT. PETRONIKA)
	森本 昭憲 (日本人学校)
会 計	天野 佐余 (主婦)
書 記	佐々木ふみ子 (主婦)
	吉田 正二 (日本人学校)
顧 問	小倉 誠 (日本人学校長)
保健衛生委員長	小島 史枝 (主婦)
校外指導委員長	吉田登紀子 (主婦)
広 報 委員長	御法川千恵 (主婦)
会計監査委員	向井 和子 (主婦)
	西村 正寛 (日本人学校)

第6章 役員

- 第17条 会長はこの会を代表し、総会及び役員会を招集し、会議を主宰します。
- 第18条 副会長は会長を助け、会長に事故ある時は、その代理を務めます。また、教師側副会長は、総会、役員会の招集通知、その他の通知等の連絡実務にあたります。
- 第19条 会計は予算にもとづいて、すべての会計事務の処理とこの会の財産の管理にあたります。また、総会に会計報告をします。
- 第20条 書記は総会および役員会の議事やその他の重要事項を記録、印刷し、その保管にあたります。
- 第21条 保健衛生委員長は、子ども達の健康管理ならびに保健衛生に努めます。そのため必要に応じて委員会を招集し、計画の立案とその実行にあたります。また、副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある時は、その代理を務めます。
- 第22条 校外指導委員長は、校外における子ども達の指導諸行事を行います。そのため必要に応じて委員会を招集し、計画の立案とその実行にあたります。また、副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある時は、その代理を務めます。
- 第23条 広報委員長は、会の発展のため必要な外部からの情報の入手、会の実情を外部に広報する任務を持ちます。そのため必要に応じて委員会を招集し、その具体的方法の計画、立案、実行にあたります。また、副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある時は、その代理を務めます。
- 第24条 役員の任期は1年とします。ただし、再任はこれを妨げないものとします。
- 第25条 役員に欠員が生じた場合、役員会が必要と認めた場合補充します。その時の任期は、前任者の残りの任期とします。

第7章 会計監査委員

- 第26条 会計監査委員は、随時この会の経理を監査し、総会に報告します。
- 第27条 会計監査委員の任期は、第6章第24条の場合と同じです。

第8章 役員、委員、会計監査委員の選出

- 第28条 会長は、父母側会員の中より全会員の推薦によって決定します。
- 第29条 父母側の副会長は、会長の指名によって決定します。
- 第30条 父母側の会計、書記、各委員は原則として自選とします。自選のない場合は、会員の互選によって決定します。また、各委員長及び副委員長は各委員の互選によって決定します。
- 第31条 教師側の役員、会計監査委員は教師側で選びます。

第9章 総会

- 第32条 予算、決算、年度事業計画その他重要なことがらはすべて総会で決定します。
- 第33条 定期総会は毎学期1回開催します。臨時総会は役員が必要と認められた時、または会員の10分の1以上の要求があった時開催します。
- 第34条 総会の議題は、事前に全会員に通知します。
- 第35条 総会は全会員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定します。また、本人のサインのある委任状は出席と認めます。
- 第36条 会長には投票権がありません。ただし、投票結果が半々の時は議決権があります。

第10章 役員会

- 第37条 役員会は原則として毎月1回開催します。そのほか会長が必要と認められた場合、役員の4分の1以上の要求があった時開催します。
- 第38条 役員会は、総会で決定した方針に従って次の仕事をします。
- (1) 役員会の連絡と調整
 - (2) 総会に提出する議事の作成
 - (3) 総会で決定したことの実行
- 第39条 役員会の議事の決定は、役員2分の1以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意によって決定します。各委員長のみ委任状によって代理出席を認めます。

第11章 役員、委員、会計監査委員の報酬

- 第40条 役員、委員、監査委員は任期中行う役務から報酬を得ることはできません。

第 / 2 章 会の公開

第41条 この会の会議は、すべて会員に公開します。

第 / 3 章 細 則

第42条 この会の運営に必要な細則は、この規約の範囲内において役員会が決定します。

第 / 4 章 改 正

第43条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できません。

第 / 5 章 慶弔その他の場合の金品贈与の規定

第44条 別途、細則で決定します。

- 付 則
- (1) この規約は昭和54年5月9日より施行します。
 - (2) 昭和59年3月14日 改正 第18条、第21条、第22条、第23条、第30条。
 - (3) 昭和61年4月26日 改正 第7条、第24条。

スラバヤ日本人学校P T A 規約運用基準

第 1 章 目 的

この基準はP T A 規約を補完するものであり、規約運用にあたってその基準となるものであります。

第 2 章 役務の分担

- 第 1 条 広報委員は、新聞の計画、編集、印刷、配布の任にあたります。
- 第 2 条 校外指導委員は、会の発展に関係のある有識者の講演会、懇親会を企画します。また、学校が企画する遠足、水泳教室、社会見学、写生会等の実施にあたり保護者として積極的に役割を提供します。この場合、他の委員の協力が得られます。学校主催の校内行事についても会長の要請により随時協力します。
- 第 3 条 保健衛生委員は、教師、児童生徒の健康を確保するため学校内外の消毒を定期的に、適当な業者に実施させます。
- 第 4 条 慶弔規定に関する実務（贈与品の購入、贈与行為等）は会長、副会長団がその任にあたります。

第 3 章 予 算

- 第 5 条 各委員会は年間行事計画とそれに伴う予算案を役員会に提出し、審議、調整の後、総会の承認によって執行に移ります。
- 第 6 条 各委員長は決定した予算額の使途を明確にした上、自由裁量できます。
- 第 7 条 年度途中で予算に不足をきたした場合は、役員会を招集して調整します。

第 4 章 基準の更改

この基準に変更または追加の必要がある場合は、役員会によって決定します。

第 5 章 実 施

この基準は昭和54年6月11日より実施します。

付 則 昭和59年3月14日 改正 第1条、第3条、第4条。

スラバヤ日本人学校PTA慶弔、贈与に関する規定

- 第1条 教師の結婚にたいしては、Rp30,000または、これに相当する記念品を贈ります。
- 第2条 教師の転退職の場合は、記念品代として、Rp30,000または、これに相当する記念品を贈ります。
- 第3条 会員または児童生徒が、その優れた業績を他団体より表彰された場合は、Rp. 7000程度の記念品を贈ります。
- 第4条 会員外の方で、この会のために多大の協力、援助を賜り、本会の発展のために尽くされたときは記念品を贈ります。
- 第5条 本校の児童生徒が卒業するときは、Rp7000、転校するときは、Rp3,000程度の記念品を贈ります。
- 第6条 小学部および中学部第一学年に入学する児童生徒には、Rp. 5000程度の記念品を贈ります。
- 第7条 会員または児童生徒が死亡した場合は、Rp30,000の弔慰金をお供えします。
- 第8条 この会のため協力、援助下された方が死亡した場合は、弔慰金をお供えします。
- 第9条 児童生徒が病気または傷害を受けて10日以上欠席した場合は、Rp3,000程度のお見舞いをお届けします。
- 第10条 第4条、第8条、の財源および金額は役員会で決定します。
- 第11条 以上あげた以外の慶弔、贈与については、すべて役員会で決定します。
- 第12条 この規定は、昭和54年6月11日より実施します。
- 付則1 昭和61年4月26日 改正 第1条、第2条、第3条、第6条
第7条。
- 付則2 昭和62年5月1日 改正 第3条、第5条。

5. 昭和62年度PTA予算

(単位 ルピア=Rp.)

収 入	
(1) 前年度繰越金	333,650
(2) 会 費	1,080,000
計	1,413,650
支 出	
(1) 保健衛生委員会	
スンプロット	84,000
バ ケ ッ	6,000
ぞうきん	7,000
ブララ シ	16,500
予備備 費	10,000
(2) 校外指導委員会	
創立記念祝い品代	40,000
第一回球技大会	215,600
キャンプ・食事材料費補助	180,000
学芸会手伝い	12,000
第二回球技大会	75,000
予 備 費	50,000
(3) 広報委員会	
「かえんじゅ」発行 (年3号)	120,000
郵 送 料	10,000
予 備 費	20,000
(4) 慶弔贈与引当金	350,000
(5) 会 議 費	10,000
(6) 予 備 費	207,550
支 出 合 計	1,413,650

6 入学案内

(1) 学校の正式名称

Sekolah Internasional Yayasan
Pemeliharaan

Sekolah Jepang Surabaya

(2) 英 訳 名

Surabaya Japanese School

(3) 所 在 地

Jl. Darmo Permai Selatan 14-7

Surabaya Indonesia

☎ (031) 67253ext 272

(4) 入学手続

転入の場合は下記の書類を提出してください。

- A. ①在学証明書②指導要録の写し③健康診断票④歯牙検査票 ^{自考} 持ってくる。

注) ②～④の書類は、国内では転入した学校から転出校へ直接請求することになっていますが、海外校のため、密封書類として直接学校までお持ちくださるようお願いいたします。

学年途中の転入の場合、教科書は、海外子女教育財団①東京本部（東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル 6階）②関西分室（大阪市北区梅田1-3-200 大阪駅前第一ビル2階）で、もらってきてください。

- B. スラバヤ日本人学校の入学願書、誓約書を許可の日（入学の日）から10日以内に提出してください。（学期46条）

- C. 入学金 1人につきRp 40万を誓約書と同時に納入してください。

- D. 学校債券 1世帯あたり入学生1名の場合Rp 20万、2名以上Rp 30万を納入ください。この学債は退学時に返還します。（無利息です）

（注）学校維持会、企業に対する学校債券も別にありますので、混同しないようお願いします。

(5) 授 業 料

小学部・中学部共に、1人月Rp 16.5万を月初めに納入して頂くことになっています。納入された授業料は返還しません。

休学中は免除されます。スクーリングの場合は日割計算で、納入して頂きます。

(6) 登・下校

スクールバスはありません。家庭の責任で登下校してください。

毎朝7:30までに登校してください。下校時刻は学年によって異なります。

7. 日本から持参する学用品 (◎必要 ○望ましい)

教科	学年									
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
国語			◎毛筆道具一式及び半紙、墨液 ◎国語辞典、漢和辞典							
社会	○各学年に応じた学習図鑑・参考書									
算数 (数学)										
理科	○各学年に応じた学習図鑑・参考書									
音楽	○ハーモニカ			○たて笛			○アルト笛			
図工 (美術)										
体育	◎赤白帽 (男女とも) ○ブルマー (黒又は紺) (女子) ○ショートパンツ (白) (男子)									
技術										
家庭						◎裁縫道具一式 (小5、6年は男子も必要)				
英語							◎英和・和英辞書			
共通	○下じき、現在使用中の学用品									
教科書	下記の海外子女教育振興財団でお受けとり下さい。									
<p>海外子女教育振興財団 東京 105 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル6階 電話03 (580) 2521 (代) 関西分室 530 大阪市北区梅田1-3-1-200 大阪駅前第1ビル2階 電話06 (344) 4318</p>										

●今の特集

今の特集

スラバヤ日本人学校

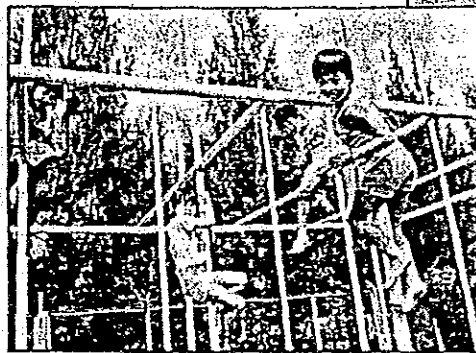
● 地域社会
の中で

毎日続いた激しい雷雨も、五月に入ってパタッとやんだ。現地の人に聞くと、以前は九月ごろから再び雨季に入ったそうだが今では、これから十一月ごろまで、雨が一滴も降らない乾季が続く。これも世界的に見られる乾燥化現象の一つであろうか。熱帯雨林気候のインドネシアであるが、ここスラバヤはサバナ気候区に属している。

東部ジャワ州の州都スラバヤ市は、人口二五〇万人。首都ジャカルタに次ぐ第二の商都で、その商圏はジャワ島以東のほとんどの地域に及んでいる。市内外の開発は急ピッチで進められており、市の中心部では再開発を目的に、あちこちでビルが建設されている。ま

た高速道路の建設も着々と進行しており、一年後には完成の予定である。住宅建設もラッシュを思わせるものがある。二、三年前まで日本人学校の周囲は一面の野原であったが、今では一万戸の大住宅団地が完成し、様相が一変した。日本人から見ればまるで城と思えるような邸宅もあちこちに建てられている。

しかしこうした建設・建築業界の活況の裏で、インドネシアのもう一つの姿も見られる。石油輸出価格が低迷するにつれ経済不安を訴える声が聞かれ始め、また通貨切り下げの噂、急激な物価上昇、不渡り手形の急増、未回収金の増大、乞食の増加など、いろいろな局面で不安材料が出てきている。これらに加えて、長期安定を誇ってきたスハルト政権に反抗する団



のほり棒で

厚で、働き者である。笑顔絶やさず、早朝から爽によく働く。彼らの笑顔に接すると、同じ東洋人としての意識を強く持つのである。

● 学校近況

スラバヤ市の中心街から車で約二〇分。新興住宅地の小高い丘の上に、緑の草木と一年中咲き誇るブーゲンビリア、ハイビスカスなどの花々に囲まれた、赤屋根のモダンなスラバヤ日本人学校がある。本校の教育課程は日本のそれに準じているが、海外校の特色を生かした独特の教育内容も取り入れられている。具体的に挙げると、学校の諸行事と連携して行う国際交流活動、火曜日から金曜日は二〇分間程度の薬間時間を設定しての体力作り、隔週二時間単位で行う水泳教室、児童生徒会が計画し、

体の活動も耳にするようになった。ポロブドゥール遺跡爆破に代表される一連の爆破事件がそれである。元来、親日的なお国柄のため、今のところ反日的な色彩はないものの、アセアン諸国に起こりつつある反日感情の高まりに、影響されないとも限らない。総領事館からも在留邦人・企業に対し節度ある行動の必要性について注意が出された。

とは言うものの、ジャワ人は温

日本人学校シリーズ

月曜日と土曜日の業間時間に行う
集会活動などがある。

学習指導においても、技能教科
以外は全学年単式授業を実施して
おり、個人指導の徹底、基礎学力
の定着・発展・拡充指導に努める
と共に、豊かな人間性の育成を目
指している。

なお本年度に予定している主な
教育活動は次の通りである(※は
現地校、インターナショナルスク
ールを招待して行うもの)。

- 球技大会(全校学活で一校時目
に実施・親子球技大会を含め
て年十回)
- 創立記念式ならびにバザー※
- 教育大学日本語科生との交流
陸上記録大会
- 修学旅行(五年生以上・パリ島、
一日遠足(四年生以上))
- 児童生徒会行事(七夕集会、日
イ歌の交流、フットベースポ
ール)※
- 父母参観会(年二回。授業参観
後、小学部は朗読コンクール、
中学部は英語歌唱大会・弁論
大会を実施)
- 持久走大会(年三回)※
- P.T.Aと共催の宿泊訓練
- ジャバンプラフ共催の運動会
- インターナショナルスクールと

の交流※
日本企業の工場見学
日・イ合同の学芸会※
年末年始特別行事(もちつき大
会、正月の遊び、書き初め大
会)※
クラブ発表会

● 本校の
教育特色

本校では、インドネシア理解教
育の一環として、現地交流を行っ
ている。交流の対象校は、現地の
小・中学校、インターナシヨナル
スクール、スラバヤ教育大学日本
語学科などである。

昨年度は文化交流とスポーツ交
流に分け、文化交流では日本、イ
ンドネシア両国の歌の交歓をした
り、七夕の時にはいっしょに七夕
飾りを作ったり、年末にはもちつ
き大会や日本の正月をビデオで見
たりした。またそのほかにも、現
地の踊りを見せてもらったり、イ
ンドネシアの子どもの遊びを教
えてもらい、そしてそのお返しに
日本の遊びを紹介し、いっしょに
遊んだりした。中学部においては、
お互いの国の様子を教え合い、デ
ィスカッションもした。

スポーツ交流では、フットベ
ィボールとバスケットボールを取
り上げ、本校の子ども達と現地の
学校の子どもの混成チームに
よる試合や対抗試合をした。初め
のうちはルールがなかなか分から
ず、現地校の子どもの達に迷ブレ
ィ、珍ブレィが多く見られたが、本
校の子ども達のインドネシア語と身
ぶり手ぶりを交じえた説明でだん
だんとルールを覚え、白熱した試
合が見られるまでになった。

このように文化交流、スポーツ
交流を通して現地の学校と交流し
てきたが、始めた当初は本校の子
ども達もどのように接しているの
か分からず、戸惑っている様子だ
った。しかし回を重ねるに従って
自己紹介をしたり、何かいっしょ
に作る時も教えてあげたりするよ
うになった。そして交流が終わっ
た後「先生、今日、現地の子ども
という話をしたよ」「踊りや歌が
とてもじょうずだね」という声が
多く聞かれるようになった。

今年度は昨年度の成果を基に、
本校の学校行事と現地交流をタイ
ップさせ、より充実した交流を
目指していくつもりである。

スラバヤ日本人学校概要
(昭和60年4月30日現在)

- △住所▽
Sokolah Internasional Yayasan
Pembelajaran Sekolah Jepang
di Surabaya.
Jaran, Darmo Permai Selatan
147.
Surabaya, Indonesia.
- △運営主体▽
スラバヤ日本人学校維持会
- △維持会ならびに企画運営委員
会▽
維持会理事長 宮坂 毅(味の壱)
副理事長 加賀谷 一夫(リケン)
企画運営委員長 木村伯夫(丸紅)
委員 栗谷 英則(総領事館)、小
島 実(味の壱)、清水和彦(リケ
ン)、落合英実(三井東洋化学)、
立花次雄(三菱製鋼)、小倉 誠
(日本人学校)、西 慶蔵(〃)、
佐々木ふみ子(P.T.A.)、見越澄
子(〃)
- △教職員▽
校長 小倉 誠
教員 派遣6名・現地採用2名・
講師 4名
- △児童・生徒数▽
小一 113 小二 118 小三 115
小四 116 小五 116 小六 117
計 35名



応接合戦もあてやかに

● 本校の
教育展望

本校は全校児童生徒数が四十名という小規模校であるが、小学部一年から中学部三年までの全学年に子ども達が在籍し、明るく仲よく元気に学習している。

小規模校では特に中学生になると、高校受験準備のため帰国する生徒が多いようだが、本校の中学部二年、三年の生徒が引き続き在学するようにしたのは、本校の教育実践が日本人会、父母に理解されてきたからだと考えられる。

本校では教育目標でもある「豊かで調和のとれた人間性と、国際感覚を身に付けた心身共に健康な日本人」を育成するため、文部省指導要領に準拠し、かつ地域の特性も生かし、児童生徒の心身の発達に応じて授業時数との関連を考慮しながら教育内容を編成し、児童生徒の指導に当たっている。それには子ども達が学校生活に喜びを感じ、積極的に登校することが第一である。

そこで次のようなことに力を入れていきたい。

- 一、学校生活の充実
 - 日常の学習指導に重点を置き、授業研究に力を入れ、基礎学力の充実をはかっている。これは日本に帰っても困らない確かな学力を備え、常識ある日本人に育ってほしいとの願いからである。そのためにも少人数学級の特徴を生かした学習指導の創意工夫など、全教職員一丸となって研究・実践を積み重ねていかなければならない。
- 二、人間性豊かな児童生徒の育成
 - 本校の児童生徒の実態を見ると、自主性や意欲に弱さが見られる。このため教育活動では体験学習を重視し、児童生徒が活動する場面を多く設定し、それらの活動を通

して連帯感や相手を思いやる心の育成をはかり、また教師と児童生徒の心の触れ合いや信頼感をより一層強めていきたい。

三、現地理解教育の拡充

本校では、国際理解教育は正しい現地理解から始まると考え、現地の人々と積極的に交流することによって、現地の生活、文化、人の生き方・考え方を受け入れることができる児童生徒の育成を目指している。また現地の素材を教材に取り入れ、学習に生かすことが日本人学校の特性と考える。特に社会・理科などにおいて、現地素材の教材化を推し進めていきたい。

スラバヤ日本人学校のよりよい発展のためにも、知育・徳育・体育の総合力を備えた児童生徒の育成に、全教職員の力を結集していきたいと考えている。

● 児童・生徒
の目

スラバヤに来て

小六 神蔵 晶子

おととしの十一月末、スラバヤに来て二年四か月来たばかりのころは、インドネシアと云うと、

● 中一 113 中二 111 中三 111
計 5名

△時間割▽

小学部・中学部共に日本の学習指導要領に準じた教育課程を編成しているが、そのほかに週一時間のインドネシア語会話、インドネシア地理、さらに小学部週三時間、中学部週二時間の英会話の授業も実施している。また学校諸行事と連携した現地校やインターナショナルスクールとの定期的な交流活動も取り入れ、国際理解教育の一助としている。

△学期・長期休業▽

第一学期 4月17日～7月31日
第二学期 9月1日～12月24日
第三学期 1月4日～3月14日
※インドネシアおよび日本の祝祭日は休業

△保護者負担費▽

入学金 三十万ルピア
授業料(月額) 1100US\$
※企画負担金制度がある
※スクールバスはない
※一月は約四・二ルピア
※US\$は約一・一〇〇ルピア

「とても暑い。」ぐらいしか、頭にかげなく、考えようとしませんでした。でも、今ではすっかりインドネシアに慣れ、他の事も考える様になりました。

最初に考えたのは、「現地の人の暮らし」です。人口密度は、日本よりはるかに高いはずなのに、大きい家が多いのは本当に不思議です。

わたしの家が引越す事になり、二十けんぐらいの家を見てまわりました。ここはインドネシアなのに、家の持ち主はほとんど中国人でした。二けんの家だけ、持ち主がインドネシア人で、二人とも政府のお役人でした。

日本では考えられないような、大きい家もありますが、ほとんど中国人や外国人が住んでいて、インドネシア人でそういう家に住んでいるのは、本当に身分の高い人だけです。

インドネシア人でも身分の高い人は、とても大きな家に住み、メイドさんを何人も使いつてもせいぜいたくをしています。でも、そういうお金持ちがいる反面、貧しい人がとても多いのです。

わたしの見た限りでは、ふつうのインドネシア人は、みんな、古くきたなく、とてもせまい家に住んでいます。わたしが見た以上に貧しい生活をしている人もいます。貧しい人と、お金持ちの人の差

が大き過ぎるのです。その上、貧しい人は、お金持ちの人たちの何倍というのです。

わたしは、早く、お金持ちな人と貧しい人々の差がなくなり、貧しい人々が、もっと豊かな生活ができるようになればいいと思います。(原文のまま)

校長室から

新たな飛躍と発展を



小倉 誠

雨季も終わりに近付いた四月十一日、スラバヤ日本人学校に着任して早くも三週間が経過した。

南国特有の強い日差しを少しでも和らげようと、日よけ代わりに教室の外側に作ったブーゲンビリアが、美しい花を一面に咲かせ、華麗な日よけ代わりの花陰を作る。実に美しく、落ち着きのある日本入学校である。

創立以来七年の歴史を刻んだ本校は、総領事館をはじめ、当地各企業、日本人会、直接学校に関係する父母の方々の格別な援助と協力により、教育環境が着々と整備



年末のもちつき大会

され、確固たる伝統と基盤が築かれてきた。

現在では明るく広い環境の下、児童生徒は生きいきと学習や運動を心ゆくまで楽しんでいる。今後はこの伝統と基盤のうえに立ち、教育活動全般にわたって充実・発展させなければならない。

開校以来、教師・児童生徒・父母の三者が一体となって知育・徳育・体育の三分野に努力を積み重ねてきた「3・3・3運動」は、スラバヤ日本人学校の伝統と基盤作りに大きな成果を上げてきた。昭和五十九年度はこの運動の第二次三カ年計画の最終年度であったが、三者が一体となって三分野に取り組むことは、計画が終われば必要がなくなるものではない。学校にとってには欠かすことのできないこの協力体制を、今後共より緊密なものにしながら継続させてゆくこ

●現地の教育制度

年齢	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
学年		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5
	幼稚園(就学前)	小学校						中学校			高校			大学							
								普通	技術	商業	普通	商業	政治	経済	社会	教育	短大	短大	短大	短大	短大

インドネシアの教育制度は右表のようになっている。
小学校は義務教育だが、子ども達は家が貧しいため家事手伝い、新聞売り、靴磨きなどの仕事に就き、途中で学校をやめていく者も七割近くいる。
中学校以上は、それぞれの家庭

とが必要である。

開校以来七年の歳月の中で築かれた「清新はつらつ」としたよき校風と輝かしい実践のうえに立つて、さらに新たな飛躍と発展を目指し、派遣教員および現採教員全員は、健康で日々の実践に精一杯努力している。

三 学校維持会理事長として三 永続的發展を目指して



宮坂 毅

スラバヤは人口二五〇万人を超えるインドネシア第二の都市で、当地の日本人長期滞在者は、近郊を含め約三〇〇人。家族帯同約七十世帯。日本人学校児童生徒は、現在計四十名です。

本校は昭和五十一年に開設された日本語補習校を母体とし、昭和五十四年に日本人学校として設立されて以来、前年度までの卒業生は中学生三名、小学生十五名。既在校生延べ二二七名に達しました。校舎はスラバヤ市の閑静な新興住宅地に位置し、敷地面積九、一〇〇平方尺、各学年教室、音楽室

兼集会場、視聴覚室、図書室、保健体育室、運動場、多目的コート、運動・遊具施設などを備えています。

教員は日本政府派遣教員七名（本年度より一名増）、日本からの現地採用教員二名、講師四名の構成で、全学年を通じ主要科目の単式授業が行われ、英会話、インドネシア語会話も教育課程に取り入れられています。

校地・校舎は賃借で、運営費を含め日本政府の補助と、父母、東部ジャワ日本クラブ、当地進出企業との負担で賄われています。

ここまで教育体制を充実できたのは、在スラバヤ日本総領事館および日本政府関係機関の深いご



楽しい昼食

理解ご支援と、本校教職員の真摯な教育姿勢、父母や東部ジャワ日本クラブ会員そして当地進出企業の皆様の、費用や学費の高負担を厭わぬ自助努力の結果です。

今後は、
一、教育の質の充実
二、体制の整備拡充
三、長期財政基盤の確立
が主要課題です。

また一方、

一、児童生徒数増の純化傾向と小規模校の継続
二、教員、児童生徒の短期入れ替わり（平均在校年数二、三年）
三、日本の教育の改革と現地状況とのギャップ（塾学習、中・高一貫教育）
などの前期課題達成に対する困難な外部環境、内部状況にかかわる問題があります。

しかしこれら外部環境、内部状況を単に与件にとらえず、短所の改善、長所の活用に積極的に取り組むことが必要だと思えます。

本校校歌にあるように、日本とインドナ約一百万人を往来するツバメの姿から努力のあかしを学び、日本では得がたい体験を通じての児童生徒の知・徳・体の高揚、先生方の教育者としての成長、父

の経済的余裕に応じて入学する生徒が多いので、その年齢はまちまちである。

これらの公立校のほか宗教省の管理下にあるイスラム教系の私立校マドサラ（小学校）、プサントレ（中学校）などがある。

一九八二年一月の統計によると、初等教育（義務教育）

児童数 約二、四一二人
就学率 九三・二%

中等教育
生徒数 約二八三万人
就学率 二七・九%

学校数 七、八四三校

高等教育
生徒数 約一四七万人
就学率 一四・五%

学校数 二、九七九校

大学教育（国立）
学生数 約二十万人
就学率 二・二%

学校数 四十校

母の親としての成長が全スラバヤ日本人の願いであり、この追求のためによりよい環境作りに努力したいと思えます。

今後共皆様のご支援のほどお願い申し上げます。

（インドネシア味の素・モジョケルト工場長）

資料 8-7: JICA より支給される薬のリスト

医薬品内訳明細表 LIST OF MEDICINE					NO 1
国際協力事業団海外委員会					OVERSEAS PHARM. AND ASSOCIATION OF JICA
品名 MEDICINE	成分 CONTENTS	数量 QUANTITY	効能 INDICATIONS	用法及び用量 DOSAGE & ADMINISTRATION	
セデス A 錠 Seda-A Tablets オノギ製薬 (株)	1 Epezamido 200mg 2 Aceclofenophen 60mg (Hyromateyl) Urea 100mg Caffein Amhyd 25mg	40 T	頭痛、各種神経痛、腰痛、筋肉痛、生理痛 Headache, Neuralgia, lumbago, Toothache, Pains by external wounds, torsion, fracture, Contusion, etc. かぜの発熱、頭痛、発熱、鼻水、鼻づまり、 くしゃみ、せき、のどの痛み等 Cold, Sneeze, Cough, Chill, Running Nose Sore throat, Nose obstruction, Fever, Headache, Joint Pain, etc.	1回 2~3錠 1日6錠まで 2~3 tablets at a time Maximum 6 Tablets a day	
新ベンザ錠 Sin-Benz Tablets 武田薬品 (株)	1 Iponzamido 200mg 3 Bucetin 200mg Noscipinum 10mg 塩基-N-methylpheniramine 10mg Potassiumguatocol 62.5mg Sulfonate Dexchlorpheniramine- maleate 2.5mg Caffein 30mg	30 T ↓ 4.7mg	知覚過敏や胃痛を伴う急性腹痛、慢性消化器疾患 Stomach Convulsion, Ulcer, Sharp Pain, etc.	1回 3錠 1日 3回 3 tablets at a time 3 times a day	
アスコパン錠 Nuscopan Tablets 田辺製薬 (株)	1 T = Scopolamine Butylbromide 10mg	20 T	アレルギー性皮膚疾患、蕁麻疹 Allergic Skin Disease, Rhinitis	1回 1~2錠 1日 3~4回 毎食後 家庭用・旅行・船中時に随時服用 1~2 tablets at a time, 3~4 times a day. After each meal, before sleep at night.	
タベジュール錠 Tavegil Tablets 三共製薬 (株)	1 T = Clonastime 1mg	100 T	アレルギー性皮膚疾患、蕁麻疹 Allergic Skin Disease, Rhinitis	朝・夜各1錠 Each 1 Tablet Night and Day.	
アンピシリン カプセル Ampicillin Capsules 東洋薬造 (株)	1 P = Ampicillin 250mg	100 T	外傷、化膿、扁桃炎、淋病、腸カタル、赤痢菌、大腸菌 インフルエンザ菌 External Wounds, Suppuration, Tonsillitis, Gonorrhoea, Influenza, Dysentery, etc.	1回 1~2カプセル 6時間毎 1~2 capsules every 6 hours	
正腎丸 Seirogan イスマ製薬 (株)	Creosoto	500 P ↓ 下痢用を 用意したものを 用いた	嘔吐、泄瀉、下痢、胃カタル、腸カタル Diarrhea, Vomit, Intestinal Catarrh, Anorexia, etc.	1回 3粒 1日 3回服用 3 pills at a time, 3 times a day.	
コンバントリン錠 Combantrin Tablets 塩野ハイナー (株)	1 T = Pynantei Pamocate 100mg	20 T	広範囲虫類 Vericide	体重 1kg 当たり 10mg を 1 回服用 10mg/kg (weight) at 1 time	
ウロサイダル錠 Urocydal Tablets エーザイ (株)	1 T = Sulfamethyloze 250mg	100 T	発熱を伴う淋菌性下痢 Diarrhea with fever, Tonsillitis, Systeritis	初回 4錠 以後 12時間毎に 2錠 4 Tablets at first time, and 2 Tablets every 12 hours	
バランス錠 Balance Tablets 山之内製薬 (株)	1 T = Chlordiazepoxide 5mg	100 T	いらら、不安、不眠、痙攣 Epilepsy, Insomnia, Tension	1回 1~2錠 1日 2~3回服用 1~2 tablets at a time, 2~3 times a day	

品名 MEDICINE	成分 CONTENTS	数量 QUANTITY	効能 INDICATIONS	用法及び用量 DOSAGE & ADMINISTRATION
希ヨードン Dilute Iodine Tincture 月島薬品 (株)	Dilute Iodine Tincture 15 %	100 ml	皮膚創傷面の殺菌、術後の消毒 Disinfection	患部に塗布 Apply to the part
アクリノールガーゼ Acui Gauze 月島薬品 (株)		35 S	化膿創の消毒、傷腔内に挿入、タンポン腫瘍尿道洗浄 Disinfection of Mounded Area	傷口を消毒にし、ガーゼをあて、その上に創紙を おいて包帯する
フルコート軟膏 Fluocort Ointment 川辺製薬 (株)	1g = Fluocinolone aceto- ido 0.025 %	5 g	炎症性皮膚疾患、湿疹、アレルギー性炎症 Skin diseases, Allergy, Eczema	1日 1〜3回塗布 Spread 1〜3 times a day
大学SG目薬 Daigaku S.G. Eye Drops 参天製薬 (株)	1ml = Sulfamethoxazole 4 % Glycyrrhizimica- cid Dipotassium 0.1 %	5 ml	結膜炎、ものもらい Eye lotion for conjunctivitis Sty	1回2〜3滴ずつ、1日5〜6回 2〜3 drops at a time, 5〜6 times a day.
テラマイシン軟膏 Terramycin Ointment 台研ハイザー (株)	1g = Oxytetracycline hydrochloride 30 mg	5 g	表在性化膿性感染症、腫瘍皮膚病、火傷に伴う感染症 Inflammation by burn and cuts	1日数回患部に塗布 Spread Several times a day
マキロン Makiron Spray 山之内製薬 (株)	60ml = Benzethonium chlorido 60 mg Naphazolin hydrochlorido 60 mg Dibucain hydrochlorido 60 mg Dexchlorpheni- namine maleate 120 mg	60 ml	創傷、靴ずれ、虫さされ、とびひ、炎症、手指の軟弱消毒 Disinfectant for cuts, Bug bites, Shoe sore, Burn.	1日数回患部に噴霧する Apply several times a day
レスタミン軟膏 Res Laminkowa Ointment コーツ新薬 (株)	1g = Diphenhydramin hydrochloride 1 %	25 g	急性性湿疹、皮膚炎、じんま疹、神経皮膚炎 Eczema, Urticaria, Bug bites, Other skin diseases	患部に塗布 Spread to the part
大学目薬 Daigaku Eye Drops 参天製薬 (株)	1ml = C-Aminocapronic acid 1 % Zinc sulfate 0.1 % Dexchlorphenira- mine maleate 0.01 % Naphazolin hydrochlorido 0.002 %	15 ml	つかれ眼等 Eye Pain etc	1回2〜3滴ずつ、1日5〜6回 2〜3 drops at a time, 5〜6 times a day.

品名 MEDICINE	成分 CONTENTS	数量 QUANTITY	効能 INDICATIONS	用法及び用量 DOSAGE & ADMINISTRATION
タナベ Mentholum Ointment 田辺製薬(株)	Isopropylmethyl-phenol 30 mg L-Menthol 20 mg Cl-Camphen 80 mg	10 g	きりきず、すりきず、靴ずれ Cuts, Shoe sore	1日数回、患部を患部に塗布 Spread several times a day
チンコ油 Tink Oil 吉田製薬(株)		50 g	やけど、発疹 Burn, Rash	1日数回、患部を患部に塗布 Spread several times a day
布糊剤 Cloth Adhesive Plaster ニチバン(株)			きりきず等 Cuts, etc	
バンドエイド Plastic Hound Bandage 住友薬品(株)			きりきず等 Cuts, etc	
伸縮包帯 Elastic Bandage ニチバン(株)				
三角布 Tri-Cloth (Triangle) ニチバン(株)				
脱脂綿 Absorbent Cotton ニチバン(株)				
ガーゼ Gauze ニチバン(株)				
ピンセット Tweezers 丸石(株)				
ハサミ Scissors 丸石(株)				
毛抜 Hair-Tweezers 丸石(株)				

品名 MEDICINE	成分 CONTENTS	数量 QUANTITY	効能 INDICATIONS	用法及び用量 DOSAGE & ADMINISTRATION
輪棒 Rolling Pins 平輪棒材 (株)				
眼帯 Eye-Sandals 平輪棒材 (株)				
体温計 Clinical Thermometer 目盛温度 (株)				
アイスノンベルト Icenon-Belt アイスノン本舗 (株)				
油紙 Oil Paper 油紙仁油紙 (株)				

資料 8 - 8 : インドネシア入国税関申告書

PERHATIAN :

1. Dilarang memasukkan barang narkotik, senjata api, T.V., radio/radio cassette recorder, benda/publikasi pornografi, cetakan berbahasa Cina dan obat Cina.
2. Penghindaran diri/penyembunyian barang-barang dari pemeriksaan petugas Bea Cukai merupakan percobaan penyelundupan.
3. Pemasukan alat-alat transceiver diwajibkan terlebih dahulu mendapat izin pemasukan dari Dewan Telekomunikasi Departemen Perhubungan.
4. Pemasukan film dan rekaman film dalam cassette harus melalui sensor Kejaksaan/Badan Sensor Film.
5. Barang dagangan harus diselesaikan dengan PPUD.

PLEASE NOTE :

1. Carrying narcotics, arms and ammunition, TV sets, radios/radio cassette recorders, pornographic objects/publications, printed matters in Chinese characters, and Chinese medicines, is prohibited.
2. Evasion/concealment of goods from Customs inspection, is considered as an attempt to smuggle.
3. An approval in advance from the Indonesian Telecommunication Board, Department of Communication is needed for carrying transceivers.
4. Movie films and video cassette movies should be censored by the Office of the Public Prosecutor/Film Censorship Board.
5. Commercial goods have to be cleared with an import declaration.

REPUBLIC INDONESIA
DEPARTEMEN KEUANGAN
DIREKTORAT JENDERAL BEA DAN CUKAI
REPUBLIC OF INDONESIA
DEPARTMENT OF FINANCE
DIRECTORATE GENERAL OF CUSTOMS AND EXCISES

PEMBERITAHUAN UNTUK PABEAN
PASSENGER'S DECLARATION

<u>Nama</u> Name	:
<u>Nomor Paspor</u> Passport Number	: <u>Kebangsaan</u> Nationality
<u>Pekerjaan</u> Occupation	:
<u>Alamat di Indonesia</u> Address in Indonesia	:
<u>Alamat di luar negeri</u> Address abroad	:
<u>Pelabuhan muat terakhir</u> Last port of embarkation	: <u>Maksud Kedatangan</u> Purpose of Visit
	- Resmi <input type="checkbox"/> Official - Turis <input type="checkbox"/> Tourist - Transit <input type="checkbox"/> Transit - Usaha <input type="checkbox"/> Business - Konferensi <input type="checkbox"/> Conference - Lain-lain <input type="checkbox"/> Other
<u>No. Penerbangan</u> Flight No.	:
<u>Jumlah keluarga yang bepergian bersama</u> Total accompanying family members	:

**DIISI OLEH PEJADAT BEA CUKAI
FOR CUSTOMS USE ONLY**

<u>Pada pemeriksaan kedapatan</u> <u>Examiner's findings</u>	<u>Harga</u> <u>Price</u>	<u>Bea Masuk</u> <u>Import Duty</u>	<u>PPn Impor</u> <u>Import</u> <u>Sales Tax</u>	<u>Jumlah</u> <u>Total</u>
<u>Jumlah</u> <u>Total</u>	Rp.	Rp.	Rp.	Rp.

Terbilang :
 Dibukukan dalam Reg. 9 No. :
 Di pada tanggal 19 ...
 Pemeriksa,

(NAMA / N.I.P.)

Perincian jenis, jumlah dan harga barang
Description of goods, quantity and value

<u>No.</u>	<u>Uraian barang/Description of goods</u>	<u>Jumlah</u> <u>Quantity</u>	<u>Harga</u> <u>Value</u>

Tanggal
Date :

Tanda tangan
Passenger's signature

.....

JICA

1